

NISHISHIN

2025 にししんのご案内



西中国信用金庫

経 営 理 念

私たちは地域と共に歩み
質の高い金融サービスをお届けし
お客様の豊かな暮らしと
地域社会の発展に貢献します

PROFILE

創 業 / 明治42年5月7日
本 店 所 在 地 / 下関市細江町一丁目1番8号
出 資 金 / 2,647百万円
会 員 数 / 54,020人
預 金 積 金 残 高 / 5,109億円
貸 出 金 残 高 / 2,776億円
常 勤 役 職 員 数 / 476人
店 舗 数 / 43店舗(うち8出張所)

(令和7年3月末現在)

CONTENTS

ごあいさつ	1
令和6年度の業績	2
西中国信用金庫と地域社会	4
1年間のあゆみ	7
トピックス	8
主要な事業内容	9
内部管理基本方針の概要	14
反社会的勢力への対応	14
リスク管理の体制	15
コンプライアンス(法令等遵守)の体制	16
マナー・ローンダリング及び テロ資金供与対策管理体制	17
金融ADR制度への対応	18
金融商品取引法への対応	19
個人情報保護への対応	20
健康経営への取組み	20
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況	21
組織・役員	25
総代会の運営	26
当金庫の沿革	29
自己資本の充実の状況	31
資料編	45
信金中央金庫のご紹介	61
店舗のご案内	62
店外ATM一覧	64
ディスクロージャー項目の索引	65



NISHI-CHUGOKU
SHINKIN BANK

西中国信用金庫(NISHI-CHUGOKU SHINKIN BANK)の「N」と「C」を表し、ピンク色の2つのサークルが「地域」と「お客さま」を、オレンジ色が「西中国信用金庫」を象形しています。

この華やかな色彩と伸び伸びとした姿はエネルギーに満ち溢れ、常にお客さまの暮らしを見つめ、地域の皆さまの生活が豊かで楽しい日々が過ごせるようにとの願いが込められています。

コーポレートカラーのローズピンクは、お客さまへの「感謝」と「暖かい心」を、ファインオレンジは、お客さまとの「親密」と「熱意」を表しています。

ご あ い さ つ



地域の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして、当金庫は、明治42年5月の創業以来、本年で116年目を迎えることができました。この間、一貫して地域金融機関としての使命を十分に認識し、地域の皆さま方にご支援をいただきながら事業の拡大、経営体質の強化に努めてまいりました。

今年度も当金庫へのご理解を一層深めていただきたく、ディスクロージャー誌「2025 にししんのご案内」を作成いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

さて、わが国経済は、コロナ禍の収束に伴い、緩やかに回復しているものの、物価の上昇は続き、緊迫する国際情勢や米国の関税政策などによる不確実性の高い海外経済動向も相まって、先行きは不透明な状況に置かれています。また、金融環境は、日本銀行の金融政策の見直しにより、「金利ある世界」そして「金利が上がる世界」へと大きく転換しています。

地域経済においても、先行きは不透明な状況にあり、コロナ融資の返済が本格化するなか、原材料価格の高騰、賃上げに伴うコスト上昇分の価格転嫁の遅れや人手不足の影響が経営を圧迫するなど、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

地域で最も身近な金融機関である信用金庫においては、地域が抱える課題の解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現に貢献していくことが求められています。

このような経済・金融環境のなか、令和6年度、当金庫では、金融仲介機能を強化し、適切な業務運営及び経営効率の向上に取り組んでまいりました。また、資産の健全化を目的とした不良債権処理、リスクを考慮した効率的な余資運用を実施いたしました。

令和7年度は、経営3か年計画の中間年度として、成長・発展に向けた変化への挑戦に引き続き取り組んでいく重要な事業年度と位置付けています。安定した収益力と将来に亘る健全性の確保に向けて、ガバナンスの強化、生産性の向上、収益基盤の一段の底上げ、営業体制の強化を図り、信用金庫の強みである「Face to Face」による心の通った活動を行うことで、お客さまに喜んでいただける営業活動を実践して地域の皆さま方の期待に応え、地域シェアの向上、強固な営業基盤の確立に取り組んでまいります。また、お取引先企業の資金繰りを確りと支えるとともに、伴走型の本業支援に地道に取り組む、経営力強化支援、創業支援、円滑な事業承継支援など、あらゆる事業フェーズにあるお取引先企業への支援の拡大に努めてまいります。

引き続き厳しい経営環境が予測されますが、“にししん”は、役職員が共通の認識のもと、全員の総合力で各種課題の解決に取り組む、地域の活性化、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 池上 弘

令和6年度の業績

事業の概況

本年度は、経営3か年計画“にしんチャレンジ2024”の初年度として、「地域社会・顧客の発展に繋がる支援力・営業力・組織力の強化」、「金庫組織体制・営業態勢の強化」、「職員人材力の強化」、「業界総合力の発揮」を重点戦略とし、地域やお客さまの支援に全力で取り組むとともに、効率的な組織運営、経費の削減、営業基盤の強化を通じた貸出金利息収入、役務取引等収益の確保などにより、生産性の向上、収益力の一段の増強に取り組んでまいりました。また、職員の意識・行動面での変化、更なる活力の発揮を喚起して、地域やお客さまに貢献する存在であり続けることで、持続可能なビジネスモデルの構築を目指してまいりました。

わが国経済は、コロナ禍の収束に伴い、緩やかに回復しているものの、物価の上昇は続き、緊迫する国際情勢や米国の新大統領の誕生などによる不確実性の高い海外経済動向も相まって、先行きは不透明な状況に置かれています。また、金融環境は、日本銀行の金融政策の見直しにより、「金利ある世界」そして「金利が上がる世界」へと大きく転換しています。地域経済においては、コロナ融資の返済が本格化するなか、原材料価格の高騰、賃上げに伴うコスト上昇分の価格転嫁の遅れや人手不足の影響が経営を圧迫するなど、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

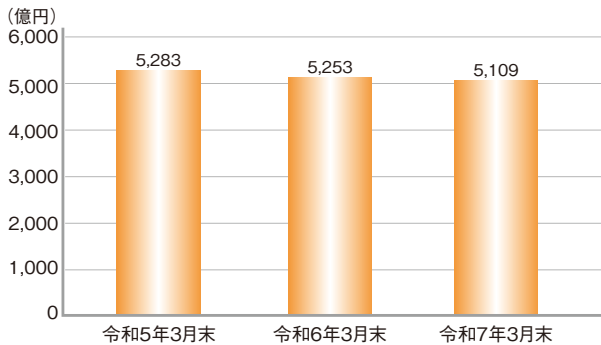
このような経済環境のもと、地域で最も身近な金融機関である信用金庫においては、地域が抱える課題の解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現に貢献していくことが求められています。

このような環境のなか、当金庫では、収益性の改善に向け、経費の削減、営業体制の強化による生産性の向上に取り組み、会員の皆さまをはじめ、お取引先の皆さまのご支援のもと全役職員が重点戦略に沿って業務を推進してまいりました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金積金

定期預金の取り崩しや預金から預かり資産へのシフトなどによる個人預金の減少等により、期中144億円減少して期末残高は、5,109億円となりました。

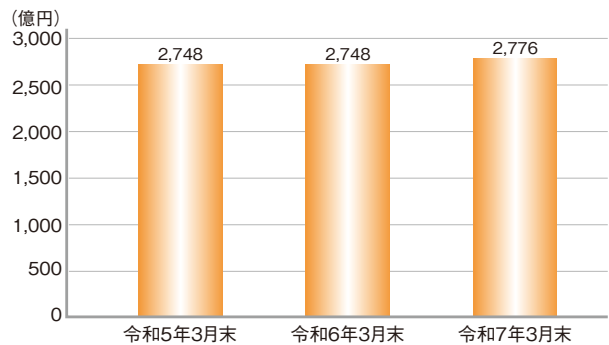
預金積金残高の推移



貸出金

事業者向け、個人向けともに積極的に推進したことから、期中27億円増加して期末残高は、2,776億円となりました。

貸出金残高の推移



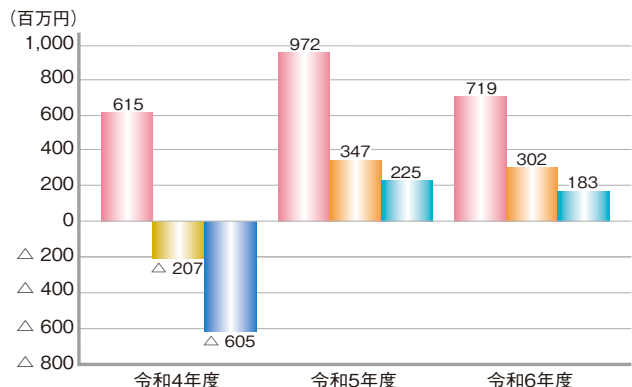
収益の状況

業務純益は、一般貸倒引当金戻入額の減少などにより、前期比2億53百万円減少して7億19百万円となりました。

経常利益は、業務純益の減少を主因に、前期比44百万円減少して3億2百万円となりました。

当期純利益は、前期比42百万円減少して1億83百万円となりました。

収益の状況 (業務純益 経常利益 経常損失 当期純利益 当期純損失)



自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性を示す代表的な指標です。一般的には総資産に占める「自己資本」の割合のことで、この自己資本比率が高いほど経営が健全で安定しているとされています。

国内業務に特化する金融機関である信用金庫では、国内基準の4%以上が必要になります。

当金庫は、健全経営による自己資本の充実に努めています。令和6年度の自己資本比率は、前年度比0.19ポイント上昇して9.56%となりました。

なお、この比率は、国内基準に適用される4%に対し、2倍を超える水準にあります。

自己資本比率の算出方法について

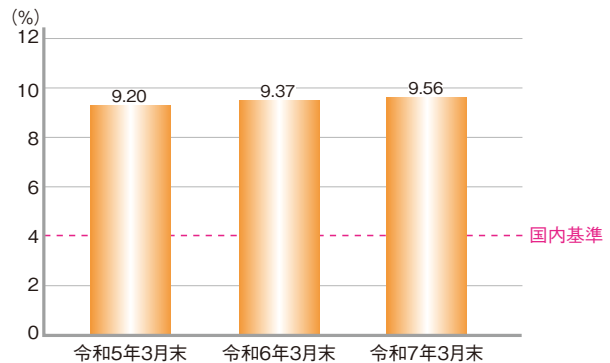
自己資本比率の算出方法は、出資金や利益準備金、特別積立金等の自己資本額を分子とし、リスクが発生する可能性がある「資産(リスク・アセット等)」を分母として計算します。

詳細は32ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

にしんの自己資本比率(令和7年3月末)

$$9.56\% = \frac{20,193\text{百万円(自己資本額)}}{211,151\text{百万円(リスク・アセット等)}} \times 100$$

■自己資本比率の推移



当金庫は、これからも自己資本の充実に努め、お客さまに安心してお付き合いいただける健全な金融機関を目指します。

不良債権

不良債権の処理促進の方針に基づき、貸出金の償却を行った結果、信用金庫法及び金融再生法に基づく不良債権は前年度比12億75百万円増加して175億23百万円となりました。

なお、信用金庫法及び金融再生法開示債権比率(不良債権の総与信に対する割合)は、前年度対比0.40ポイント上昇して6.29%となりました。

信用金庫法及び金融再生法開示債権に対する保全状況は、担保・保証等及び貸倒引当金による保全額が156億50百万円(保全率89.31%)となります。

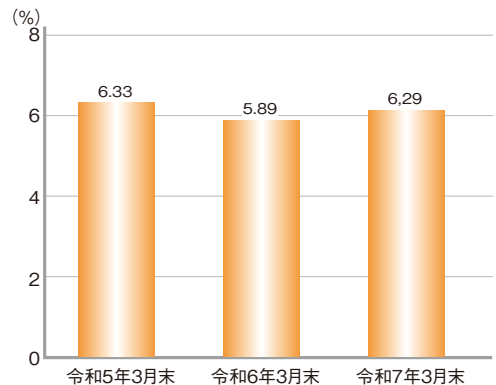
当金庫は、これからも不良債権の発生の未然防止と処理促進に努めてまいります。

信用金庫法及び金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円)

開示区分	令和6年3月末	令和7年3月末
信用金庫法及び金融再生法に基づく不良債権(A)	16,248	17,523
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,451	4,567
危険債権	9,759	11,190
要管理債権	2,036	1,766
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	2,036	1,766
正常債権	259,360	260,789
保全額(B)	14,744	15,650
担保・保証等	11,571	12,564
貸倒引当金	3,172	3,085
保全率(B/A)	90.74%	89.31%

信用金庫法及び金融再生法に基づく開示債権比率の推移



西中国信用金庫と地域社会

あたたかさをあなたに

当金庫は、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

金融仲介機能の強化を図るとともに、地元のお客さまからお預かりした大切なご預金を、地元で資金を必要とするお客さまにご融資することで、事業や生活の繁栄のお手伝いをを行い、地域経済の持続的発展に貢献しています。また、金融機能の提供に留まらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

お客さまのご預金について

当金庫の令和7年3月末の預金積金残高は、5,109億円となりました。地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただきため、新商品の開発やサービスの一層の充実に努めております。

なお、預金商品につきましては、10ページをご覧ください。

ご融資以外の運用について

当金庫はお客さまのご預金を、ご融資による運用のほか、有価証券による運用も行っております。有価証券は、流動性・安全性を重視するとともに、市場動向・金利動向を考慮しながら運用しました結果、期中75億円減少して、期末残高は1,466億円となりました。

お客さまアンケートについて

当金庫は、地域密着型金融推進（お客さまの事業性評価による融資の推進）の取組み促進の一環として、ご融資取引の現状把握とご融資取引及び本業支援等に関するお客さまニーズの把握を目的に、事業性融資をご利用いただいているお客さまを対象とした「にししんお客さまアンケート（事業性融資アンケート）」を実施いたしました。

アンケート調査の結果、当金庫の相談業務や融資対応に74.5%のお客さまから満足しているとの評価をいただきました。回答の中では、補助金・助成金の情報提供と申請支援を期待するご意見も多くいただきました。

今回の調査結果を踏まえ、お客さまのご融資取引及び本業支援に関するニーズを全役職員が十分に認識したうえで、地域密着型金融推進の取組みをさらに強化してまいります。

預金積金

5,109億円

お客さま

貸出金

2,776億円

お客さま満足度
向上への取組み



地域企業の 支援・相談サービス

出資金

会員数 54,020人
出資金 2,647百万円

西中国信用金庫

常勤役員数 476人
店舗数 43店舗
店外ATM 21ヵ所

貸出金以外の
運用
(余資運用)

金融証券市場・日本銀行・信金中央金庫

お客さまへのご融資について

当金庫の令和7年3月末の貸出金残高は、2,776億円となりました。お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の活性化に役立てるため、金融仲介機能の強化を図り、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会へご融資として還元しております。

なお、融資商品につきましては、11ページをご覧ください。

創業・新事業の支援について

当金庫は、地域における創業・起業及び新事業進出への活動を積極的に支援しております。令和6年度は、各種創業支援融資に取り組むとともに、認定特定創業支援事業者として、各市町が実施する特定創業支援事業に係るサポートを実施いたしました。

経営支援について

当金庫は、地域サポート部と営業店が連携を図りながら、地域の中小企業及び個人事業者のお客さまへの経営に関する様々な支援を実施しております。

お客さまからご要望の多い販路開拓、海外展開、補助金申請、DX、経営改善、事業承継等の経営課題に対して、外部専門機関と連携して取り組んでおります。

持続可能な地域社会の 実現に向けて

山口県内3信用金庫が連携して持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献していくことを目的として、「SDGsの共同施策の宣言」を公表し、当金庫独自のSDGs推進項目を定めております。

(令和7年3月末現在)

文化・環境等への地域貢献活動

地域行事・イベントへの参加

下関地区にて5月に開催される「しものせき海峡まつり」、8月に開催される「馬関まつり」のほか、宇部地区にて11月に開催される「宇部まつり」、山口地区にて7月に開催される「ふしの夏まつり」、津和野地区にて8月に開催される「鮎まつり」、岩国地区にて4月に開催される「錦帯橋まつり」等、各営業地域のイベントやお祭りに役職員が多数参加し、地域に根ざした活動を行っています。



▲宇部まつり

福祉活動

献血活動

当金庫では「献血活動」に取り組み、役職員の参加を含め、近隣の企業の方々にもご協力をいただいています。

また、「信用金庫の日」においても地域貢献活動の一環として、献血活動に協力しています。

収集ボランティア活動

使用済みの「切手」等を収集し、定期的に「小さな親切」運動本部へ寄贈しています。

赤い羽根共同募金活動



▲献血活動

環境への取組み

清掃奉仕活動

6月に行われる「日本列島クリーン大作戦」に参加するほか、各営業地域の清掃奉仕活動にも参加し、きれいな街づくりに協力しています。

「下関花いっぱい計画」への参加

「下関花いっぱい計画」に基づき、当金庫本店及び別館前の花壇を中心に花植え作業を行っています。



▲清掃活動

スポーツ振興への支援

西中国信用金庫杯グラウンドゴルフ大会の開催

理事長杯グラウンドゴルフ大会の開催

高齢者の方々の健康増進と競技を通じて親睦を図ることを目的として開催しています。



▲西中国信用金庫杯グラウンドゴルフ大会

理事長杯少年サッカー大会の開催

理事長旗少年軟式野球大会の開催

少年の心身の健やかな成長と競技を通じて親睦を図ることを目的として開催しています。



▲にしん理事長杯争奪少年サッカー大会



1年間のあゆみ 令和6年4月～令和7年3月

1年間のあゆみ

令和6年

- 4月 13日 「津和野町内清掃活動」参加
- 29日 「錦帯橋まつり」参加
- 5月 3日 「しものせき海峡まつり」参加
- 21日 「西中国信用金庫理事長杯グラウンドゴルフ大会」開催(下関地区)
- 29日 王司支店「架空料金請求詐欺被害防止」感謝状拝受
- 〃 新地支店「文洋中学校職場体験学習」受入
- 〃 唐戸支店「日新中学校職場体験学習」受入
- 6月 3日 「下関花いっぱい計画」参加
- 4日 川棚支店「うそ電話詐欺被害防止」感謝状拝受
- 7日 「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」へ寄附金贈呈
- 8日 宇部地区「日本列島クリーン大作戦」参加
- 19日 下関地区「日本列島クリーン大作戦」参加
- 25日 にししんはまゆう会教養講座「アレンジフラワー講習会&お食事会」開催
- 7月 22日 にししん経友会「7月例会講演会」開催(落語家 林家正蔵先生)
- 27日 「ふしの夏まつり」参加
- 28日 にししんフォーサイトクラブ「清掃ボランティア活動」実施
- 29日 「子どものためのおかね教室」共催
- 8月 7日 にししん経友会「経営アカデミー」及びにししんフォーサイトクラブ「経営勉強会」開催
(経済評論家・経営コンサルタント 幸坊正記先生)
- 〃 「しものせき未来創造jobフェア」参加(2日間)
- 19日 夏季インターンシップ研修生受入(2日間)
(下関市立大学、梅光学院大学、九州国際大学、九州産業大学、山口大学、山口県立大学)
- 25日 「馬関まつり「平家踊総踊り大会」」参加(にししん役員・経友会・はまゆう会会員総勢150名)
- 9月 12日 「西中国信用金庫杯グラウンドゴルフ大会」開催(宇部地区)
- 〃 にししん経友会「視察旅行」開催(3日間)
- 19日 「西中国信用金庫杯グラウンドゴルフ大会」開催(岩国地区)
- 10月 12日 にししんフォーサイトクラブ「研修旅行」開催(3日間)
- 13日 店外ATM「シーモール出張所」をシーモールしものせき1階へ移転
- 15日 シーモール出張所を本店営業部に統合
- 〃 西山出張所を福浦支店に統合
- 〃 安岡支店をかじくり支店に統合
- 〃 長府支店を長府中央支店に統合
- 〃 宇部新川支店を宇部支店に統合
- 〃 厚南支店を西宇部支店に統合
- 〃 玖珂支店を岩国支店に統合
- 〃 本村支店を出張所へ移行
- 18日 床波支店「西岐波小学校校外学習」受入
- 19日 にししんはまゆう会「日帰る旅行」開催
- 11月 3日 「第73回宇部まつり」参加
- 〃 「下関海響マラソン2024」ブース出展
- 6日 下関地区「献血運動」参加
- 〃 にししんはまゆう会教養講座「織部の器で楽しむ料理講座」開催(5日間)
- 8日 西宇部支店「黒石小学校校外学習」受入
- 16日 「第28回西中国信用金庫理事長旗少年軟式野球大会」開催(3日間)
- 20日 にししん経友会宇部「特別講演会」開催(プロゴルファー・ゴルフ解説者 タケ小山先生)
- 23日 にししん若手経営者の会K-CAPS「研修旅行」開催(2日間)
- 30日 にししんフォーサイトクラブ「歳末街頭募金活動」実施(大丸下関店前)
- 〃 吉賀支店「清掃活動」参加
- 12月 2日 「下関花いっぱい計画」参加
- 7日 「第35回吉南ゲートボール大会」開催
- 10日 「下関商業高等学校インターンシップ研修生」受入(2日間)

令和7年

- 1月 14日 唐戸支店窓口営業時間変更
- 19日 「にししん理事長杯争奪少年サッカー大会兼下関市選手権大会」開催
- 20日 冬季インターンシップ(1Dayインターンシップ)研修生受入
(下関市立大学・周南公立大学・公立鳥取環境大学)
- 〃 本店「消防訓練」実施
- 21日 別館「消防訓練」実施
- 22日 にししん経友会「経営アカデミー」及びにししんフォーサイトクラブ「経営勉強会」開催
(下関市副市長 北島洋平先生)
- 29日 にししん経友会宇部「第2回講演会」開催
(宇部発展の礎を築いた偉人・渡邊祐策のひ孫 渡邊裕志先生)
- 2月 6日 にししん経友会「2月例会講演会」開催(元衆議院議員 金子恵美先生)
- 10日 冬季インターンシップ(1Dayインターンシップ)研修生受入(2日間)
(下関市立大学・周南公立大学・広島修道大学・九州共立大学)
- 18日 山口市保健センター「働く世代健康コンシェルジュ事業」参加(2日間)
- 25日 店外ATM「秋芳出張所」を秋芳総合支所内へ移転、名称を「秋芳総合支所出張所」へ変更
- 3月 1日 にししんはまゆう会「ふれあい旅行」開催(2日間)
- 24日 徳佐出張所、日原出張所窓口営業日変更



▲日本列島クリーン大作戦



▲にししんはまゆう会教養講座



▲子どものためのおかね教室



▲黒石小学校校外学習



▲西中国信用金庫理事長旗少年軟式野球大会



▲にししん経友会2月例会講演会

トピックス

店舗統廃合・出張所移行・窓口営業時間変更・窓口営業日変更・ATM移転

店舗統廃合・ATM「シーモール出張所」移転

令和6年10月15日(火)、シーモール出張所を本店営業部に統合いたしました。

同日、「店舗内店舗」として営業しておりました、西山出張所、安岡支店、長府支店、宇部新川支店、厚南支店、玖珂支店をそれぞれ福浦支店、かじくり支店、長府中央支店、宇部支店、西宇部支店、岩国支店に統合いたしました。

旧シーモール出張所のATMコーナーは、令和6年10月13日(日)、シーモールしものせき1階へ移転し、店外ATMコーナーとして土曜日・日曜日・祝日も含め稼働しておりますので、引き続きご利用いただけます。なお、稼働時間は10時～20時へ変更しております。



▲店外ATM「シーモール出張所」

本村支店出張所移行

令和6年10月15日(火)、本村支店を本村出張所へ移行いたしました。

唐戸支店窓口営業時間変更(昼休み導入)

令和7年1月14日(火)、唐戸支店の窓口営業時間を9時～11時30分、12時30分～15時へ変更(11時30分～12時30分までの間を昼休みとして窓口業務を休止)いたしました。

徳佐出張所・日原出張所窓口営業日変更(隔日営業導入)

令和7年3月24日(月)、徳佐出張所、日原出張所の隔日営業を開始いたしました。

徳佐出張所の窓口営業日は月曜日・水曜日・金曜日、日原出張所の窓口営業日は火曜日・木曜日となっております。

同時に、日原出張所ATMの土曜日・日曜日・祝日の稼働を開始し、稼働時間を8時45分～19時へ変更いたしました。

徳佐出張所ATMは、土曜日・日曜日・祝日も含め、従来通り稼働しておりますので、引き続きご利用いただけます(稼働時間:8時45分～19時)。

ATM「秋芳出張所」移転・名称変更

令和7年2月25日(火)、店外ATM「秋芳出張所」を秋芳総合支所内へ移転し、名称を「秋芳総合支所出張所」へ変更いたしました。移転に伴う稼働日時に変更はございません(稼働時間:平日・土曜日・日曜日・祝日 8時45分～19時)。



▲店外ATM「秋芳総合支所出張所」

「特殊詐欺被害」防止

令和6年5月29日(水)、架空料金請求詐欺被害を未然に防止した王司支店へ、長府警察署より感謝状が贈られました。

令和6年6月4日(火)、うそ電話詐欺被害を未然に防止した川棚支店へ、小串警察署より感謝状が贈られました。





■ 主要な事業内容

地域に密着、地域の皆さまとともに発展します。

■ 信用金庫について

信用金庫は、昭和26年6月の信用金庫法公布・施行により、中小企業や地域住民のための協同組織による金融機関として誕生しました。

業務内容は、銀行と変わりませんが、信用金庫は協同組織の地域金融機関であるため、相互扶助を基本理念としており、地域を限定して中小企業や地域住民のために金融情報サービスの円滑化をきめ細かく図ることを目的としている点や、地域で集めた資金は地域に還元される点が銀行と大きく異なります。

すなわち、利益第一主義ではなく、会員や利用者の利益が優先されます。

当金庫は、明治42年5月7日の創業以来、地域密着を基本として営業活動を展開しており、下関市・宇部市・山口市・岩国市を中心とした山口県内に38店舗、島根県内に4店舗、インターネット支店1店舗で業務を行っております。

■ にしんの主な事業内容

預金業務

預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、非居住者円預金、外貨預金等を取り扱っております。

譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

貸出業務

貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

輸出、輸入、外国送金及びその他外国為替に関する業務を行っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

付随業務

● 代理業務

- ① 日本銀行歳入代理店業務
- ② 地方公共団体の公金取扱業務
- ③ (株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構、(独)福祉医療機構等の代理業務

● 保護預り及び貸金庫業務

● 有価証券の貸付

● 債務の保証

● 金の取扱い

● 国債等公共債及び投資信託の窓口販売

● 両替

● スポーツ振興くじの払戻業務

● 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)

● 共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)

● 確定拠出年金業務

● 電子債権記録業に係る業務

● ビジネスマッチング支援業務

● 事業承継・M&A支援業務

以上の業務を行っております。



▲本店

預 金

皆さまのあらゆるニーズにお応えできるよう「にしん」は豊富な種類の預金をとりそろえています。

種 類	特 色	期 間	お預け入れ金額	
総合口座	普通預金	1冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。 家計簿がわりに給与・年金などの自動受取、自動支払、キャッシュカードの作成などの便利なサービスがご利用いただけます。 また、必要なときには、セットされた定期預金の90%、最高200万円まで自動融資がご利用いただけます。	お出し入れ自由	1円以上
	定期預金		1ヵ月～5年	100円以上
普通預金	給与・年金などの自動受取、自動支払、キャッシュカードの作成などの幅広いサービスがご利用いただけます。	お出し入れ自由	1円以上	
決 済 用 預 金 (普通預金無利息型)	預金保険制度により全額保護される、無利息型の普通預金です。 普通預金と同じサービスがご利用になれ、総合口座のお取扱いもできます。	お出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 預 金	基準残高(10万円未満・10万円以上・50万円以上・100万円以上・200万円以上)毎に利率が決められております。	お出し入れ自由	1円以上	
に し し ん 後 見 支 援 預 金	後見制度による支援を受ける方の預金のうち、通常使用しない金銭を管理するための口座です。家庭裁判所より新規契約にかかる指示書の交付を受けた方がご利用いただけます。	家庭裁判所が発行した指示書に基づきお出し入れ	1円以上	
定期預金	スーパー定期	余剰資金運用手段としてご利用いただけます。	1ヵ月～5年	100円以上
	期日指定定期	1年複利で増えるお得な預金です。据置期間1年経過後は、いつでも必要な額がお引き出しいただけます。	1年～3年	100円以上 300万円未満
	大口定期	大口の余剰資金の運用に適した預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
	にしんセカンド ステージ定期預金	満57歳～満65歳で新規に年金受取をご指定の方、又は年金受取指定をご予約の方がご利用いただけます。なお、新規で定期預金をお預入れの方に限ります。	6ヵ月	300万円以上 3,000万円以内
	にしん年金定期	当金庫で年金をお受取りの方がご利用いただけます。 新規に年金受取手続きをされた方もご利用いただけます。	1年	10万円以上 1,000万円以内
	みやび定期預金		1年・2年・3年の3種類	1人当り1,500万円以内
	にしん相続 定期預金	相続により現預金を取得した日から1年後の月末までに当金庫にお預入れの方がご利用いただけます。なお、預入者は相続人に限ります。	1年	100万円以上
定期積金	毎月一定日に一定金額を積立てていただく預金です。	6ヵ月～5年	1,000円以上	
「無事完納くん」積金	法人・個人事業主の方がご利用いただける消費税納税のための便利な定期積金です。	6ヵ月以上12ヵ月以内	10,000円以上	
子育て応援定期積金	児童手当支給対象のお子さまを扶養する保護者(親権者)の方がご利用いただける定期積金です。	2年～5年	10,000円以上	
財 形 預 金	お勤めの方の財産づくりの決定版です。給与・ボーナスからの天引きにより積立てていただく預金です。	3年以上	1,000円以上	
当 座 預 金	小切手、手形をご利用いただける預金です。 ※令和7年4月1日より新規の口座開設受付停止	お出し入れ自由	1円以上	
通 知 預 金	まとまった資金の短期間の運用に便利な預金です。	7日以上	10,000円以上	
外 貨 預 金	外貨でお預りする預金です。種類は普通預金・定期預金などがございます。為替相場が変動しリスクを負うこととなりますが、リスク回避の方法として先物為替予約をご利用いただくこともできます。	普通預金 お出し入れ自由	1米ドル以上 1ユーロ以上 1オーストラリアドル以上 1ニュージーランドドル以上	
		定期預金 1週間～1年	●米ドル 2,000米ドル以上 ●オーストラリアドル 10,000オーストラリアドル以上 ●ニュージーランドドル 10,000ニュージーランドドル以上	

融 資

運転・設備資金などの事業性融資から、マイホーム・マイカー・教育など目的に合わせてご利用しやすい各種ローンをご用意していますので、お気軽にご相談ください。

事業性融資

種 類	特 色	ご融資金額	期 間
一 般 融 資	手形割引…一般商業手形の割引		
	手形貸付…運転資金など短期資金のご融資		
	証書貸付…設備資金など長期資金のご融資		
	当座貸越…約定の極度額まで繰り返しご融資		
にしん事業者カードローン	不動産担保により事業資金をカードでご利用いただける大変便利なローンです。	500万円以上 5,000万円以内	2年毎更新
にしん事業者スピードローンネクスト	事業を営むために必要な運転資金及び設備資金を、担保・保証に依存せず提供する当金庫独自の融資商品です。	100万円以上 1,000万円以内	5年以内
各 種 制 度 融 資	山口県、島根県などの有利な制度融資をお取扱いしております。制度融資はぜひ「にしん」にご用命ください。		
代 理 業 務	日本政策金融公庫・住宅金融支援機構・信金中央金庫などのご融資のお取扱いは「にしん」の窓口をご利用ください。		

消費者ローン

種 類	特 色	ご融資金額	期 間	
住 宅 ロ ー ン	住宅の購入・新築・増改築・住宅用地のご購入にご利用いただけます。	2億円以内	50年以内	
	にしん無担保住宅ローン	住宅の購入・新築建て替え、リフォーム、住宅ローン・リフォームローンのお借換資金にご利用いただけます。	2,000万円以内	20年以内
	にしんプロテクトリフォームローンII	住宅の増改築資金、住宅設備機器・介護機器購入資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
	にしん新エコリフォームローン	太陽光発電設備、オール電化システム等の省エネ・環境配慮型設備工事資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
カ ー ロ ー ン	SKY BANKカーライフプラン	車の購入資金・車検・修理費用・運転免許取得費用・車庫設置費用等にご利用いただけます。(※2)	1,000万円以内	15年以内
	職域サポートカーライフプラン(※1)	車の購入資金・車検・修理費用・運転免許取得費用・車庫設置費用等にご利用いただけます。(※2)	1,000万円以内	15年以内
教 育	にしん新教育カードローン	子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる一切の資金にご利用いただけます。(※2)	500万円以内	卒業後10年以内
カ ー ド ロ ー ン	にしんニューマイライフカードローン	消費資金全般にご利用いただけます。(※2)	300万円以内	3年(自動更新)
	にしんニューきゃっするカードローン	消費資金全般にご利用いただけます。(※2)	500万円以内	3年(自動更新)
	にしんシルバーきゃっするカードローン	年金受給者専用、消費資金全般にご利用いただけます。	50万円以内	3年(自動更新)
個 人 ロ ー ン	にしんWEB完結型フリーローン	消費資金全般に、事業性資金にもご利用いただけます。(※2)	500万円以内	10年以内
	職域サポートローン(※1)	教育関連、住宅関連資金にご利用いただけます。(※2)	1,000万円以内	15年以内
	職域サポートフリーローン(※1)	消費資金全般に、事業性資金にもご利用いただけます。(※2)	500万円以内	10年以内
	にしん悠々ローン	消費資金全般に、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
	クイックローンミニ	消費資金全般に、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
	にしん新フリーローン“融気百倍”	消費資金全般に、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
	にしんタイムリーローン	消費資金全般に、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
	にしんフリーローン「Stage Up」	消費資金全般に、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
	にしんプレミアムローン	当金庫住宅ローン利用者専用、消費資金全般にご利用いただけます。	500万円以内	20年以内
	にしん住宅サポートローン	当金庫住宅ローン利用者専用、車の購入資金や旧債務返済資金にもご利用いただけます。	500万円以内	50年以内
	にしん住宅サポートローンワイド	当金庫住宅ローン利用者専用、消費資金全般にご利用いただけます。	500万円以内	20年以内
	にしんシニアライフローン	当金庫年金受給者専用、健全な消費資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
	にしん子育て応援プラン	小学校入学前のお子さまの養育にかかる資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内

※1.当金庫と「職域サポート契約」をご契約いただいた事業所の経営者・従業員の方がご利用いただけます。

※2.お申込みから融資までWEBで完結する「WEB完結型」がご利用いただけます(当金庫に普通預金口座をお持ちの方に限りです)。

その他のサービス

皆さまのご要望に応じて、次のような各種サービスを行っています。電気・ガスをはじめとする公共料金などのお支払いや給与・年金などのお受取りが、ご指定の口座で自動的に行われますのでぜひお気軽にご利用下さい。

キャッシュサービス

種類	内容							
にしんキャッシュカードサービス	全国の信用金庫・銀行・ゆうちょ銀行のキャッシュカードでにしん全店及び店外キャッシュコーナーをご利用いただけます。 <table border="1"> <tr> <td>ご利用時間</td> <td>平日</td> <td>8:00~21:00</td> <td>土曜日</td> <td>8:45~20:00</td> <td>日曜・祝日</td> <td>8:45~20:00</td> </tr> </table> <small>※ご利用されるキャッシュコーナーによりご利用時間帯は異なります。</small>	ご利用時間	平日	8:00~21:00	土曜日	8:45~20:00	日曜・祝日	8:45~20:00
ご利用時間	平日	8:00~21:00	土曜日	8:45~20:00	日曜・祝日	8:45~20:00		
しんきんネットサービス (しんきんゼロネットサービス)	にしんのキャッシュカード・カードローンカードは全国の信用金庫のキャッシュコーナーでご利用いただけます。 (注)手数料がかかります。()の時間は無料 <table border="1"> <tr> <td>ご利用時間</td> <td>平日</td> <td>7:00~23:00 (8:45~18:00)</td> <td>土曜日</td> <td>7:00~22:00 (9:00~14:00)</td> <td>日曜・祝日</td> <td>8:00~22:00</td> </tr> </table> <small>※ご利用される信用金庫のキャッシュコーナーによりご利用時間帯は異なります。</small>	ご利用時間	平日	7:00~23:00 (8:45~18:00)	土曜日	7:00~22:00 (9:00~14:00)	日曜・祝日	8:00~22:00
ご利用時間	平日	7:00~23:00 (8:45~18:00)	土曜日	7:00~22:00 (9:00~14:00)	日曜・祝日	8:00~22:00		
全銀ネットサービス ゆうちょネットサービス	にしんのキャッシュカード・カードローンカードは全国の銀行・ゆうちょ銀行のキャッシュコーナーでご利用いただけます。 (注)手数料がかかります。 YSネットサービスにより、山口銀行・北九州銀行での出金は手数料が無料になります(ご利用される時間帯によっては時間外手数料がかかります)。 <table border="1"> <tr> <td>ご利用時間</td> <td>平日</td> <td>8:00~21:00</td> <td>土曜日</td> <td>8:00~21:00</td> <td>日曜・祝日</td> <td>8:00~21:00</td> </tr> </table> <small>※ご利用される銀行・ゆうちょ銀行のキャッシュコーナーによりご利用時間帯は異なります。</small>	ご利用時間	平日	8:00~21:00	土曜日	8:00~21:00	日曜・祝日	8:00~21:00
ご利用時間	平日	8:00~21:00	土曜日	8:00~21:00	日曜・祝日	8:00~21:00		
デビットカードサービス	J-Debit加盟店舗でにしんのキャッシュカードによりお買物ができます。							

エレクトロニクスバンキングサービス

にしんアンサー・ホームバンキングサービス	お客さまのオフィスやお店で、各種お振込・お取引照会などが行えるサービスです。 <table border="1"> <tr> <td>ご利用時間(平日のみ)</td> <td>取引照会</td> <td>8:45~21:00</td> <td>振込・振替</td> <td>8:45~21:00</td> </tr> </table>	ご利用時間(平日のみ)	取引照会	8:45~21:00	振込・振替	8:45~21:00
ご利用時間(平日のみ)	取引照会	8:45~21:00	振込・振替	8:45~21:00		
インターネットバンキング	<個人>①インターネットパソコンやスマートフォンから「当座預金・普通預金・貯蓄預金の残高照会、入出金明細照会」、「振込・振替」、「定期預金の口座開設・入金・出金・口座照会」や「税金・各種料金の払込(マルチペイメント)」がご利用いただけます。 ②モバイル端末(携帯電話)から「利用申込予約」、「当座預金・普通預金・貯蓄預金の残高照会、入出金明細照会」、「振込・振替」や「税金・各種料金の払込(マルチペイメント)」がご利用いただけます。 <法人>インターネットパソコンから「当座預金・普通預金の残高照会、入出金明細照会」、「振込・振替」、「税金・各種料金の払込(マルチペイメント)」、「総合振込」や「給与・賞与振込」、「預金口座振替」がご利用いただけます。					
スマホ決済サービス「Bank Pay」	個人のお客さまが「Bank Pay」アプリをスマートフォンにダウンロードして、「Bank Pay」加盟店での支払時に二次元コードを読み取り表示することによりご利用いただけます。 また、「Bank Pay」アプリを利用して、口座番号のほか、携帯番号やメールアドレスを指定した送金「こら送金サービス」もご利用いただけます。1回あたり10万円まで、1日あたり10万円までの送金が可能です(送金手数料:無料)。					
西中国信用金庫アプリ	スマートフォンにアプリをダウンロードして、口座を登録することにより、残高や入出金明細及び当金庫でお預りしている保有資産がご確認いただけます。また、アプリから普通預金の口座開設、定期預金、定期積金の預入れ、住所・電話番号の変更、インターネットバンキングの加入・ロック解除及びお手持ちの普通預金を通帳レスへ切替えが可能です。					

資金移動サービス

給与振込	毎月の給料やボーナスがお勤め先からご指定の口座に振り込まれます。給料日に、にしん全店及びキャッシュコーナーや全国の銀行等のキャッシュコーナーでお引き出しいただけます。
自動振替	簡単な手続きで公共料金、授業料、各種クレジットなどのお支払い事務を「にしん」が行います。
年金などの自動受取	年金、配当等がご指定の口座に自動的に振り込まれます。
振込・送金	全国の信用金庫、銀行、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行、海外の金融機関などに迅速・正確にお振込み、ご送金いただけます。

事務代行サービス

代金取立	手形・小切手、株式配当金額収書などをお取立し、ご指定の口座にご入金いたします。
------	---

窓口販売・募集サービス

国債の窓口販売	長期利付国債、中期利付国債、個人向け国債をお取扱いしております。
投資信託の窓口販売	様々なタイプの投資信託をお取扱いしております。
保険商品・共済の募集	生命保険商品(終身保険、がん・医療保険、定期保険等)と損害保険商品(傷害保険、火災保険、債務返済支援保険等)、共済商品(日本フルハップ)をお取扱いしております。

保管サービス

夜間金庫	にしんの営業時間終了後に売上金などの預入れにご利用いただけます。翌営業日にご指定の口座にご入金いたします。
貸金庫	預金証書、権利証、株式などの重要書類、貴重品を安全・確実にお預りいたします(全自動型貸金庫設置店舗あり)。 ※令和7年2月より新規契約停止

電子記録債権サービス

でんさいサービス	電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する決済サービスです。
----------	---------------------------------------

その他のサービス

クレジットカード	しんきんVISA、しんきんJCBをお取扱いしております。
スポーツ振興くじの当選金払い戻し	スポーツ振興くじ(toto)の当選金の払戻しを行っております。



手数料一覧(手数料金額には消費税が含まれています)

振込手数料

振込の種類		金額区分	店内	本支店宛	他行宛	
窓口扱	現金・振替	金額5万円未満	定型	330円	605円	
			非定型	440円	715円	
		金額5万円以上	定型	550円	550円	770円
			非定型	660円	660円	880円
ATM振込	現金	金額5万円未満	110円	110円	440円	
		金額5万円以上	330円	330円	660円	
	振替 (預金より振替)	金額5万円未満	110円	110円	330円	
		金額5万円以上	330円	330円	550円	
個人・法人 インターネットバンキング	金額5万円未満	無料	無料	330円		
	金額5万円以上	無料	無料	550円		
ホームバンキング、 自動送金	金額5万円未満	無料	110円	440円		
	金額5万円以上	無料	330円	660円		
給与(賞与)振込	—	無料	無料	220円		

バンキングサービス基本手数料

種類	内容	手数料
個人インターネットバンキング	1ヵ月当り	無料
法人インターネットバンキング	基本手数料	1,100円
	ファイル伝送サービス利用の場合 別途基本手数料	1,100円
ホームバンキング	パソコン	3,300円
	パソコン以外	1,100円
ANSER 基本	入出金明細通知契約	1,100円

再発行手数料

種類	内容	手数料
キャッシュカード、ローンカード等	1枚につき	1,100円
通帳・証書	1冊(1枚)につき	1,100円
不動産担保抹消委任状	1枚につき	3,300円

送金手数料及び代金取立手数料

種類	内容	手数料
代金取立	電子交換(注1,2)	1通につき 440円
	個別取立(注3)	1通につき 1,100円
不渡手形返却料	1通につき	1,100円
取立手形組戻料	1通につき	1,100円
取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
送金、振込の組戻料	1通につき	1,100円
上記以外の特殊な手数料		実費

(注1) 自店が支払地となっている小切手を自店の口座に入金する場合は無料です。
(注2) 小切手の支払場所が「電子交換所」の参加金融機関であり、かつ振出人と同一名称の口座に入金する場合は無料です。
(注3) 個別取立は、「電子交換所」に参加していない金融機関が支払場所となっている手形等またはクーポン、証書等を郵送により行う取立方法です。

証明書発行手数料

種類	内容	手数料
残高証明書 発行手数料	自動発行	1通につき 330円
	都度発行	1通につき 550円
	所定用紙以外の証明書	1通につき 1,100円
取引証明書	1通につき	550円
第三者買付設定に係る承諾書発行手数料	1通につき	5,500円
融資証明書発行手数料	1通につき	5,500円
残高・償還金証明書発行手数料	1通につき	550円
遺産分割前の相続預金に係る払戻し証明書	1通につき	1,100円
相続手続きに係る既経過利息証明書	1通につき	1,100円

振込依頼書作成サービス手数料

種類	内容	手数料
総合振込依頼書	1登録あたり月額	110円
給与振込依頼書	1登録あたり月額	110円

両替・金種指定払出手数料

種類	両替金種の枚数	手数料
硬貨及び紙幣の 両替手数料	1枚 ~ 50枚	無料
	51枚 ~ 100枚	550円
	101枚 ~ 500枚	825円
	501枚 ~ 1,000枚	1,100円
	以降500枚毎	550円加算
両替機専用カード	基本手数料 1ヵ月間	5,500円

※両替金種の枚数は持込の硬貨・紙幣の合計枚数と金種指定の硬貨・紙幣の合計枚数のいずれが多い方で計算します。
※払戻請求書による金種指定出金も含みます。
※取扱いが51枚以上となる新紙幣への両替は有料です。
※金種指定払出の取扱枚数は、「総枚数から万円券を除いた枚数」で計算します。

大量硬貨取扱手数料

種類	内容	手数料
大量硬貨取扱手数料	1枚 ~ 50枚	無料
	51枚 ~ 100枚	550円
	101枚 ~ 500枚	825円
	501枚 ~ 1,000枚	1,100円
	以降500枚毎	550円加算

※両替機専用カードをお持ちのお客さまは無料です。
※1日に複数回入金される場合は、合計枚数に応じた手数料がかかります。
※硬貨算定後にお取引を中止する場合や、金額を変更される場合も、算定した枚数に応じた手数料がかかります。

集金手数料

種類	集金の回数(1ヵ月当り)	手数料
集金手数料	5回以内	11,000円
	6回~10回	22,000円
	11回~15回	33,000円
	16回~20回	44,000円
	21回以上	55,000円

※集金対象は、当座預金・普通預金です。

貸金庫・夜間金庫使用手数料

種類	内容	手数料
貸金庫(年間)(注1)	容積に応じて	6,600円~21,120円
	全自動型(H100)(H102)	22,000円
	全自動型(H140)	27,500円
夜間金庫(月間)	基本手数料	6,600円

(注1) 令和7年2月より新規契約を停止しています。

未利用口座管理手数料

種類	内容	手数料
未利用口座管理手数料	1口座につき年間	1,320円

融資関連手数料

種類	内容	手数料	
証書貸付 (事業性・アパートローン)	返済条件変更	証書貸付一件につき 11,000円	
	一部・全額繰上償還	証書貸付一件につき 11,000円	
	証書貸付(消費者ローン)	一部・全額繰上償還 証書貸付一件につき 3,300円	
	手形貸付(事業性)	期限延期 手形貸付一件につき 11,000円	
住宅ローン	手数料定額型	300万円以上 55,000円 300万円未満 11,000円	
	手数料定率型	融資金額×2.20%	
	返済条件変更手数料	11,000円	
	一部繰上償還	11,000円	
	全額繰上償還	55,000円	
	長期固定金利型住宅ローン (機構買取型)取扱手数料	タイプA	33,000円
		タイプB	融資金額×2.20%
	しんきんGOOD住まいリング併用住宅ローン取扱手数料		33,000円
		設定金額	1千万円未満 16,500円 1千万円以上5千万円未満 33,000円
		または 登記留保額	5千万円以上 55,000円
不動産担保 取扱手数料 (住宅ローン除く)	変更登記 (追加担保・一部抹消・順位変更等)	16,500円	
	新規	11,000円	
債務保証	延期	5,500円	
	一筆(1件)につき	880円	

■ 内部管理基本方針の概要

当金庫は、経営方針に基づき、内部管理基本方針において、業務の健全性・適切性を確保するための体制を整備し、全役職員に周知しています。

内部管理基本方針の制定項目は、①この金庫の理事及び職員（「嘱託職員、パート職員、契約職員、出向職員、派遣社員及び代理店社員を含む」以下同じ）の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、②この金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、③この金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、④この金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、⑤この金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制、⑥この金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、⑦前号の職員のこの金庫の理事からの独立性に関する事項、⑧この金庫の監事の第⑥号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項、⑨この金庫の監事への報告に関する体制、⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、⑪この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、⑫その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制、としております。

■ 反社会的勢力への対応

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除していくため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適切性及び健全性の確保に努めています。

反社会的勢力に対する基本方針

- ① 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ② 当金庫は、反社会的勢力からの不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③ 当金庫は、反社会的勢力に対して資金供与、不適切・異例な取引及び便宜供与を行いません。
- ④ 当金庫は、反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士などの外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※本方針において、「反社会的勢力」とは、暴力団をはじめ、総会屋、会社ゴロ等、社会運動等標榜ゴロなど、暴力を直接行使したり、暴力を背景とする脅しを武器に、善良な市民や企業から不法・不当な利益を得ている団体・個人をいいます。

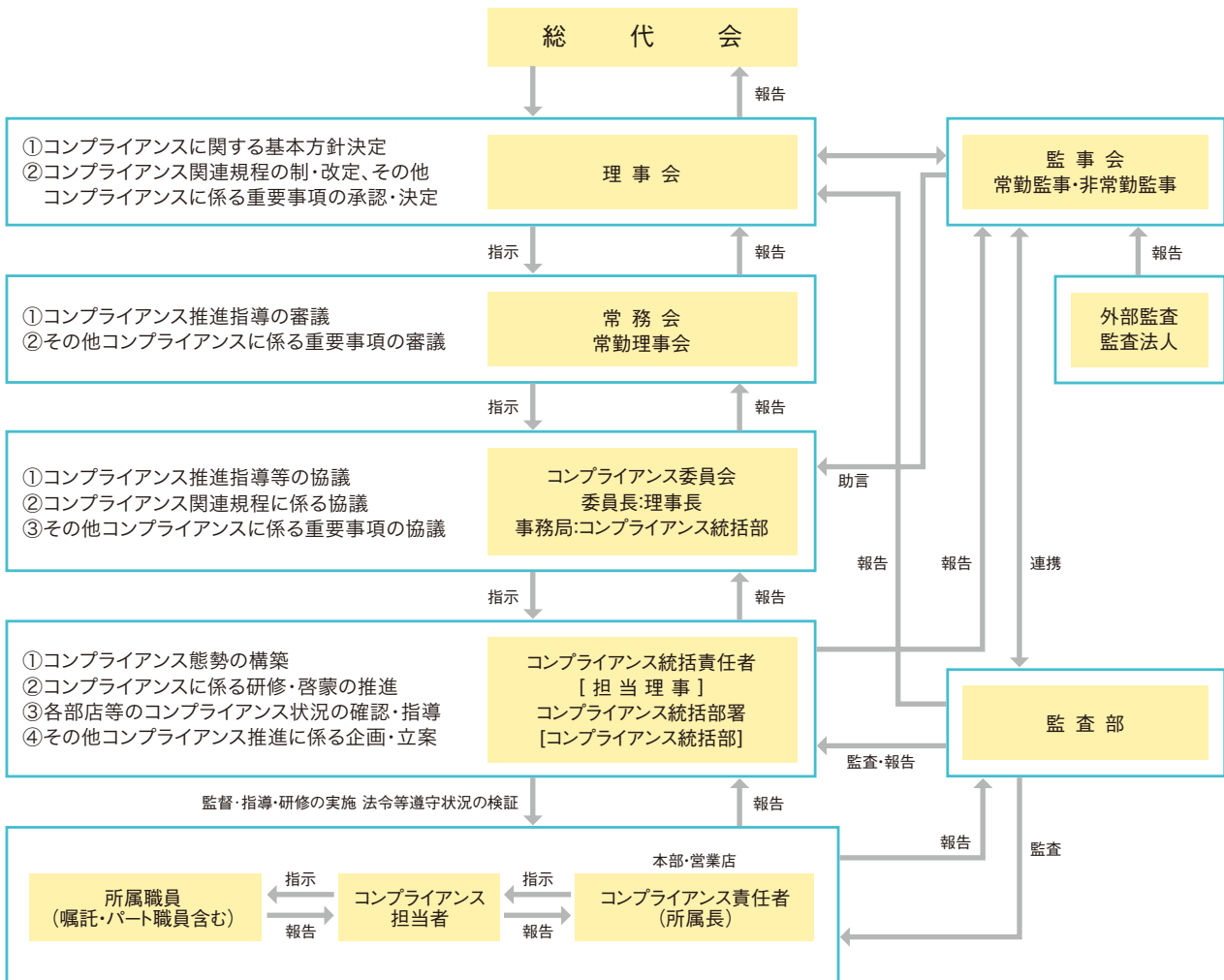
■コンプライアンス（法令等遵守）の体制

■地域の皆さまからの信頼にお応えするために

コンプライアンスは、企業にとってきわめて重要な要件ですが、なかでも金融機関はその公共的使命と社会的責任から、一般企業より高い次元のコンプライアンス、より厳格な倫理観を必要とされ、役職員も顧客の信頼に応えうる高い職業倫理観とコンプライアンスの認識・実践を求められます。

当金庫は、お客さまに安心してご利用していただくため、役職員一人ひとりが、法令等の遵守はもとより、モラルの高揚に努め、地域の皆さまからの厚い信頼にお応えできる金融機関の実現を目指しています。理事会が具体的計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス委員会において推進施策に関する協議を行う等、態勢整備を図っています。また、全役職員に、「コンプライアンス・ハンドブック」を配付し、集合研修や職場内研修を通じてその徹底を図るなど、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。

■当金庫におけるコンプライアンス体制



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理体制

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、コンプライアンス統括部を統括部署、コンプライアンス統括部担当理事を統括責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適正に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する基本方針

①マネー・ローンダリング等防止への取組み

時々変化する国内外情勢がもたらすマネー・ローンダリング等のリスクの存在を認識し、これを適時・適切に特定・評価し、適切な防止措置を講じます。

②お客さまや取引の調査

当金庫は、個々のお客さまや取引にかかるマネー・ローンダリング等のリスクに応じた調査を行います。調査の結果、リスクを許容できないときは取引をお断りします。

③適切な業務運営

関係法令等に則り、取引時確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出のほか、マネー・ローンダリング等の防止のために必要な業務運営を適時・適切に実施します。

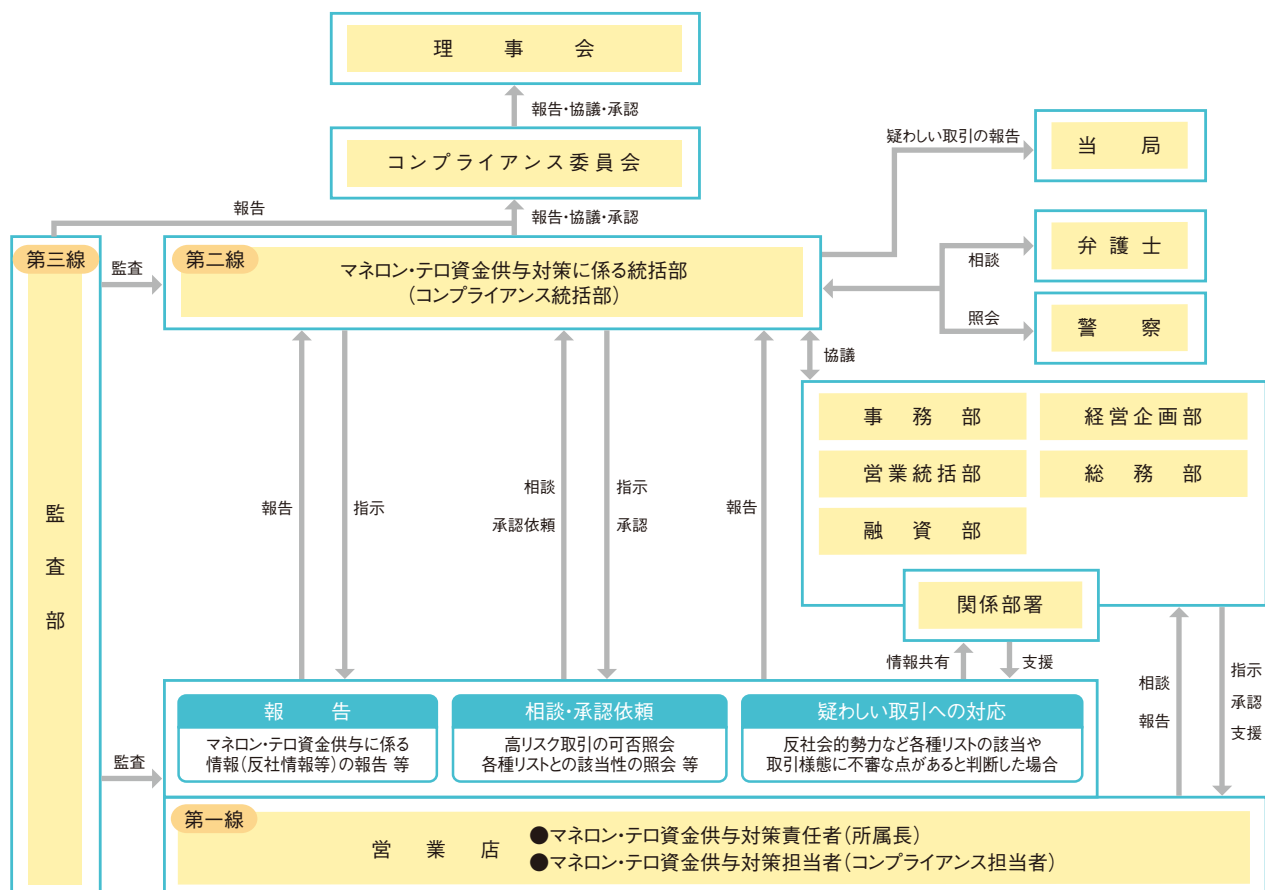
④役職員の研修

全ての役職員を対象に、マネー・ローンダリング等の防止に関する研修を継続的に行い、役職員の知識、能力を向上させ、マネー・ローンダリング等の防止に当金庫一体となって取り組みます。

⑤継続的な有効性の検証

マネー・ローンダリング等の防止措置の有効性や適切性に対する検証を継続的に実施し、検証結果を踏まえ、適切な改善措置を講じます。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理体制



金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等(以下「苦情等」という。)を最寄りの営業店又はコンプライアンス統括部で受け付けています。

- 1 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店又は次の担当部署へお申し出ください。

名 称	西中国信用金庫 コンプライアンス統括部
住 所	〒750-0018 山口県下関市豊前田町三丁目1番14号
電話番号	0120-67-5563(フリーダイヤル)
受付日時	平日9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは最寄りの営業店又は上記コンプライアンス統括部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

- 5 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括部又は上記「全国しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	東京三弁護士会		
	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

- 6 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)・(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫コンプライアンス統括部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページ又は当金庫ホームページをご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、山口県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、山口県弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

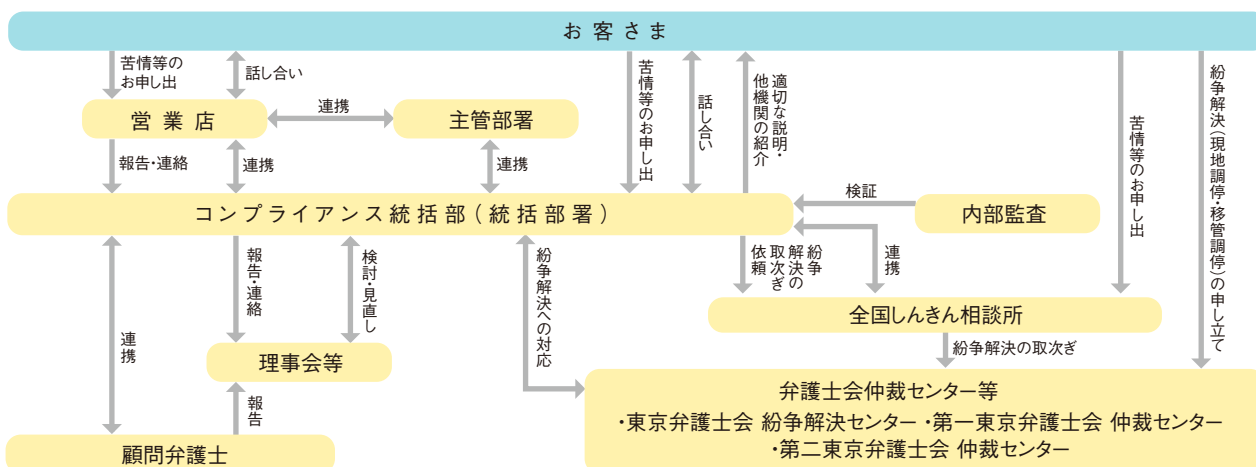
7 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店及び各部署に苦情処理責任者を配置するとともに、コンプライアンス統括部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出について事実関係を把握し、営業店、関係部署及びコンプライアンス統括部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。

- (3) 苦情等の解決に向けて進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を、営業店、主管部署又はコンプライアンス統括部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する「仲裁センター」等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等の必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

8 西中国信用金庫 苦情等への取組体制



金融商品取引法への対応

平成19年9月に、金融商品取引法の施行とともに金融商品の販売等に関する法律(令和6年2月より「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称)などの関連する法令の一部改正が行われました。

これらは元本割れが生じる可能性がある金融商品を購入しようとする利用者の保護が主な目的であり、金融機関がこれらの法律等で適用される金融商品の勧誘・販売にあたっては、お客さまの状況に応じた対応が求められることになりました。

対象となる金融商品

- 元本割れが生じるリスクがある預金(外貨預金)等
- 国債、地方債、投資信託等
- 投資性が強い保険商品(変額年金保険、外貨建保険等)等

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては下記の方針を遵守し勧誘の適正の確保を図ることとします。

勧誘方針

- ①当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても、上記「勧誘方針」を準用します。

個人情報保護への対応

平成17年4月の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報保護委員会を設置し、個人情報の保護に係る業務の適正かつ円滑な執行の確保のため、組織・体制・規程等の整備に取り組んでいます。

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めてまいります。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めてまいります。

個人データの安全管理に関する基本方針

当金庫は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守し、お客さまの個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程の整備、組織的安全管理措置、人的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じ、その継続的な改善に努めてまいります。

健康経営への取り組み

当金庫は、職員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に取り組む「健康経営」を推進しております。令和3年8月2日(月)には、職員の健康が最大の経営資源であるとの認識のもと、これまで以上に健康増進活動を推進していくため、「にしん健康経営宣言」を制定いたしました。

当金庫は、SDGs宣言においても、健康福祉増進への取り組みを目標として掲げており、事業活動を通じて暮らしやすい地域社会の実現を目指してまいります。

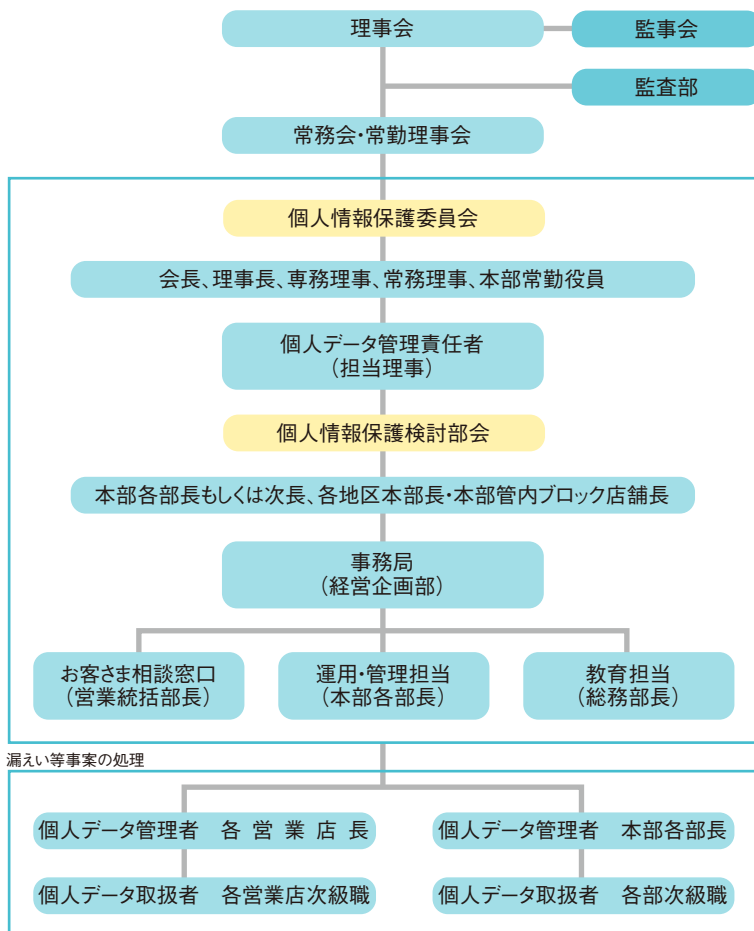
「にしん健康経営宣言」

私たちは、地域と共に歩む信用金庫として存在感を発揮し続けるためには、役職員一人ひとりが心身共に健康であることが大切であるとの認識のもと、役職員の健康維持・増進に積極的に取り組んでいくことを宣言します。

私たちは「健康経営」の推進を通して、活力と働きがいのある職場づくりを目指し、お客様の豊かな暮らしと地域社会の発展のため一層貢献して参ります。

令和3年8月2日
西中国信用金庫
理事長 池上 弘

当金庫の個人情報保護体制



「健康経営優良法人2025 (大規模法人部門)」認定取得

令和7年3月10日(月)、経済産業省が日本健康会議と共同で実施している健康経営優良法人認定制度「健康経営優良法人2025(大規模法人部門)」に認定されました(令和4年から4年連続で認定取得)。





■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

■中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業のお客さまに、必要な資金を円滑に供給していくことを最も重要な役割の一つであると認識し、これからも積極的に金融仲介機能を発揮してまいります。

また、個々のお客さまの状況等をきめ細かく把握し、より一層のコンサルティング機能を発揮するなど、中小企業の経営の改善、地域の活性化のための取組みを積極的に推進してまいります。

■中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、お客さまの状況等をきめ細かく把握するために、本部内に専門の経営支援担当者を配置し、営業店と連携を図りながらお客さまの経営に関する相談対応を適切かつ積極的に行っております。

地方創生を支援するとともに中小企業と地域の活性化に取り組む「地域サポート部」の地方創生支援グループには、自治体との連携事業や販路開拓等を支援する担当者1名を配置、経営サポートグループには、経営改善・事業承継・M&Aを支援する担当者2名(内、中小企業診断士1名)を配置、事業融資開拓グループには、創業・新規事業進出支援及び事業性評価に基づく融資を推進する担当者8名を配置しております。各グループに配置の担当者の内4名は、事業承継やM&Aのニーズに対応するため、M&Aシニアエキスパート資格を有しております。

■中小企業の経営支援に関する取組状況

①創業支援

(1)日本政策金融公庫との創業協調融資

地域の創業を活性化させるため、日本政策金融公庫との協調融資制度「スタートアップ」を推進しております。当金庫と日本政策金融公庫が創業融資に協調して取り組むことで、互いの創業支援ノウハウを融合させ、連携してお客さまをサポートしております。

(2)山口県創業チャレンジ助成金の交付

山口県内3信用金庫は、山口県が実施する創業支援事業「やまぐち創業補助金」に採択され、創業に係る関連融資を利用された事業者に対して、「山口県しんぎん創業チャレンジ助成金」(助成額:1事業者あたり10万円)を交付しております。令和6年度は、本助成金を5先に交付いたしました。

②本業支援

(1)営業店と本部の連携強化

コロナ融資をご利用されたお取引先を中心に、事業継続のために必要な支援項目を定め、営業店と本部が連携して本業支援の強化に取り組んでおります。

経営改善、資本金劣後ローンの活用、リファイナンス、販路開拓、ビジネスマッチング、補助金申請、DX推進、新事業展開、人材採用、専門家派遣、海外展開、事業承継、M&Aなどの経営課題に対して、令和3年6月から累計702件(支援済425件、支援継続中277件)の支援を実施しております。



(2)補助金・助成金申請支援

業務提携先である補助金専門機関(株)エフアンドエムのコンサルタントとともにお取引先を訪問し、補助金及び助成金に係る情報提供、ご提案を実施するなど、お取引先からのご要望が多い補助金・助成金の申請支援の強化に取り組んでおります。

また、(株)ライトアップから補助金・助成金自動診断システムのOEM提供を受け、補助金・助成金の検索から申請支援を一貫して行える仕組みを構築しております。



◀自動診断システムのご利用はこちらから

(3)DX(デジタルトランスフォーメーション)推進支援

人手不足解消や生産性向上を実現するため、リコージャパン(株)と連携してお取引先のDX推進支援を実施しております。
また、信金中央金庫等が開発した、資金や業務を便利に管理できるなどの幅広い機能を有する法人ポータルサービス「にしんケイエル」を提供し、76先(令和7年3月末現在)のお取引先にご利用いただいております。



- 「にしんケイエル」の主な機能
- ①資金繰り把握
 - ②電子請求書対応
 - ③電子ファイルの共有・保存
 - ④バックオフィスサービス
 - ⑤課題解決サービス
 - ⑥コミュニケーション・情報発信
 - ⑦アラート機能

(4)海外展開支援

当金庫は、下関市海外販路開拓支援事業「下関地域商社」(注)に参画し、下関市内事業者の海外展開を支援しております。
また、地域に根差したコンサルタント会社のワックパートナーズ(株)と連携し、お取引先の海外販路開拓支援を実施しております。令和6年度は、お取引先と香港企業とのビジネスマッチングが成立し、海外への販路拡大により売上高及び利益率などの業績向上が実現いたしました。

(注)下関地域商社
下関市内の製品・商品(食品が主体)販路拡大やPRに積極的に取り組む地域に根差した販売会社・貿易会社のごとで、商品のPR、販路開拓、商流の確立など販売に関するあらゆる取組みを担うものです。

(5)販路開拓支援

①「しんぎんコネクト」活用によるビジネスマッチング

信金中央金庫が運営するマッチングプラットフォーム「しんぎんコネクト」を活用し、全国の信用金庫のお取引先同士のマッチングに取り組んでおります。令和7年3月末現在の登録数は99先(サプライヤー96先、バイヤー3先)となり、活発な商談が行われております。

②山口県しんぎん合同ビジネスマッチング

令和6年11月5日(火)～29日(金)、山口県内3信用金庫合同で第13回山口県しんぎん合同ビジネスマッチング「食のオンライン商談会2024」を開催いたしました。商談会には、サプライヤー41社、バイヤー24社が参加され、合計185件の商談が行われました。

商談会に参加されるサプライヤーへの事前支援として、しんぎん地域創生ネットワーク(株)によるFCPシート添削、商談対策セミナーを開催し、商談成約率向上に向けたサプライヤーへの支援を実施いたしました。また、下関地区のサプライヤーについては、ワックパートナーズ(株)によるコンサルティングや商談資料作成支援などを実施いたしました。



(6)人材マッチング支援

亀有信用金庫が主催する先導的人材マッチング事業「新現役交流会」に参加し、お取引先の経営人材マッチング支援を実施いたしました。
また、業務提携先である(株)サーキュレーションを介して、お取引先の経営課題の解決に向けた高度人材の紹介、公益財団法人やまぐち産業振興財団プロフェッショナル人材戦略拠点に当金庫職員を派遣してお取引先と副業人材のマッチングに取り組んでおります。

(7)働き方改革関連法への対応

最低賃金引上げ、年収の壁などへの対応支援策として、山口労働局「働き方改革サポートオフィス」との連携により、業務改善助成金や社会保険適用促進手当申請などの支援体制を構築しております。

(8)YouTube配信

YouTube公式チャンネル「にしんチャンネル」では、お取引先の紹介や本業支援の取組み、地域イベントなどを配信しております。



▲視聴はこちらから



③ 経営改善・事業再生・事業承継等の支援

(1) 営業店と本部の連携による経営支援への取組み

令和6年度は、コンサルティング対象先として271先の企業・個人事業主を選定し、営業店と本部専担者が連携して、経営改善・事業再生・事業承継・M&A等のアドバイスや経営改善計画書策定等の支援を実施いたしました。

コンサルティング対象先の内13先については、経営改善の重点支援先として、本部専担者が直接企業訪問を実施し、お取引先の様々な経営課題に対して相談・経営支援を行うなど、より質の高いコンサルティングを通じて企業の経営改善に取り組んでいます。

(2) 事業承継への取組み

① 事業承継個社支援

山口県内3信用金庫・信金中央金庫・信金キャピタル(株)が連携する「山口県しんきん事業承継パートナーシップ」事業の一環として、事業承継に課題を抱える後継者不在企業19社の支援を実施いたしました。

■ 地域の活性化に関する取組状況

(1) 自治体等と連携した地方創生に関する取組み

① 「やまぐち子ども・子育て

応援ファンド」へ寄附金贈呈

山口県内3信用金庫は、山口県と「地方創生に係る包括連携協定」を締結しております。

当金庫は「西中国信用金庫SDGs宣言」に掲げる暮らしやすい地域社会の実現のため、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」に寄附金を贈呈いたしました。



② 「しものせき海響グルメフェス

2024」ブース出展

令和6年10月26日(土)～27日(日)に下関市あるかぼーとで開催された「しものせき海響グルメフェス2024」にブース出展し、第13回山口県しんきん合同ビジネスマッチング「食のオンライン商談会2024」に参加されたサプライヤー6社の販売支援を実施いたしました。また、当金庫ブースを下関市と共用し、下関市「おいしも!たのしも!」事業のPRを実施いたしました。



③ 「下関海響マラソン2024」

ブース出展

令和6年11月3日(日)に開催された「下関海響マラソン2024」にブース出展し、お取引先の商品「ジェラート」を配布してランナーを出迎えるとともに、商品のPRを実施いたしました。



(2) サステナビリティ経営の推進

当金庫は、「西中国信用金庫SDGs宣言」において、「パートナーシップの発揮」、「地域経済の持続的繁栄」、「暮らしやすい社会の地域社会の実現」を重点項目として掲げ、持続可能な地域社会の実現を目指しております。

また、「環境・社会・経済」の3つの観点全てにおいて持続可能な状態を実現するサステナビリティ経営を推進しております。



「経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

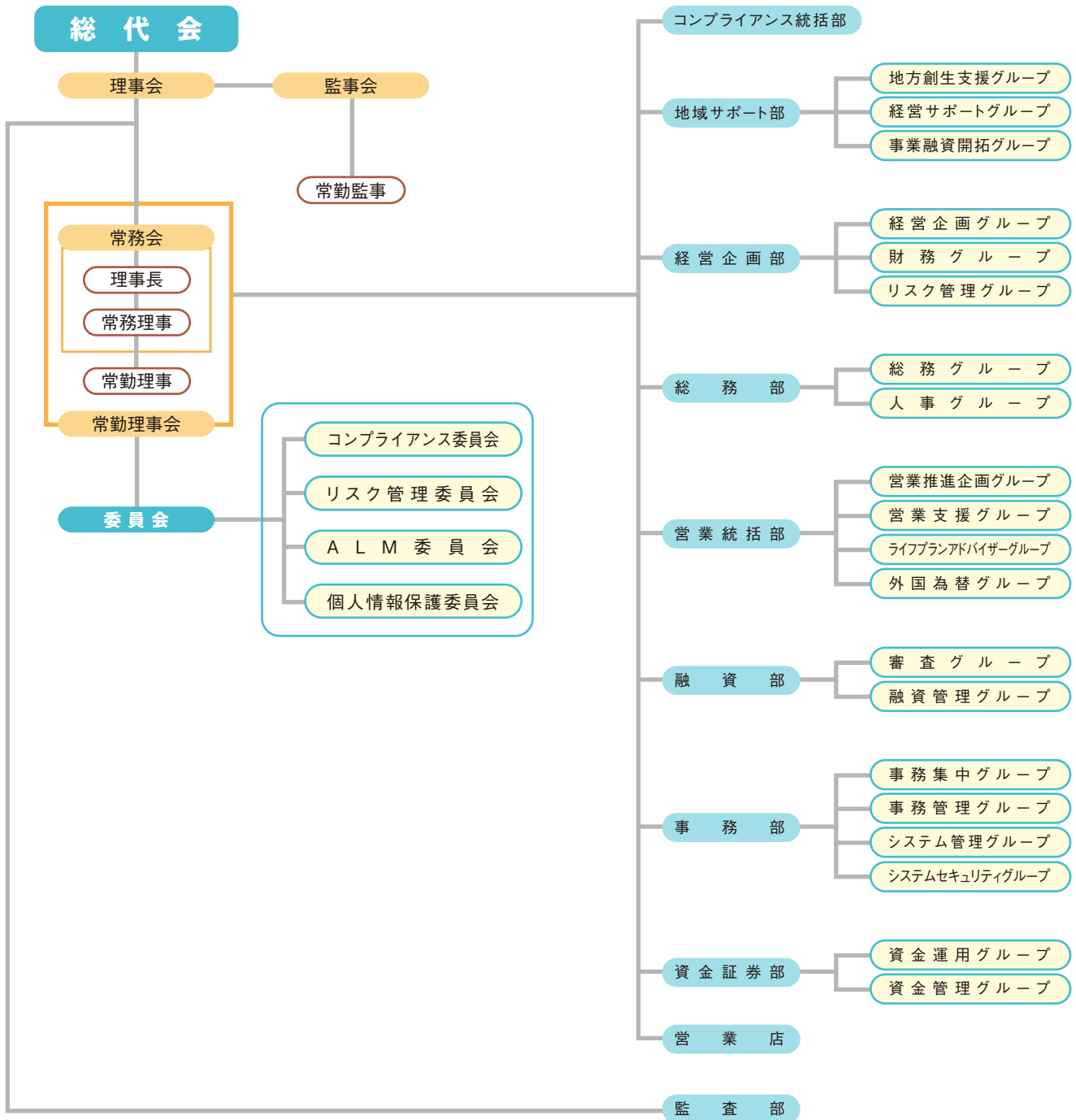
- ①お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、事業性評価を積極的に活用するなど、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ②検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ③経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ④お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ⑥お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	1,184件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	42.4%
保証契約を解除した件数	91件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件



組織・役員 (令和7年7月1日現在)



役員一覧

理事長 池上 弘
 常務理事 春田 裕司^(※1)
 常務理事 成田 昌人^(※1)

常勤理事 河原 辰也
 常勤理事 榮田 昭徳
 常勤理事 中山 利幸

理事 松尾 正^(※1)
 理事 米田 亘宏^(※1)
 理事 杉下 秀幸^(※1)
 理事 井本 浩二^(※1)

常勤監事 田中 貴也
 監事 野村 雅之^(※2)
 監事 阪田 高則^(※2)

※1 理事 春田裕司、成田昌人、松尾正、米田亘宏、杉下秀幸、井本浩二は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 野村雅之、阪田高則は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■総代会の運営

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

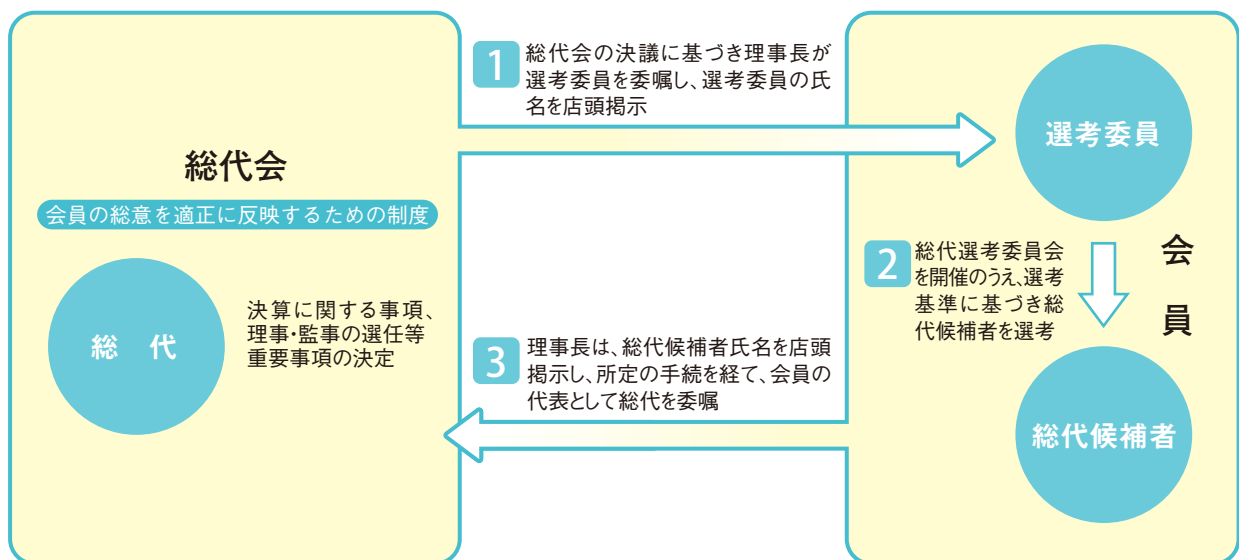
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■総代会の仕組みについて

〈総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。〉



■総代とその選任方法について

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は130人以上190人以下(令和7年7月1日現在)で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
 - 総代の定年は80歳としております。ただし、任期の途中で年齢が満80歳に達した場合は、その任期の満了をもって総代の在任を終えるものとしております。
- なお、令和7年4月15日現在の総代定数は149人で、令和7年3月31日現在の会員数は54,020人です。

2. 総代の選任方法(27ページ参照)

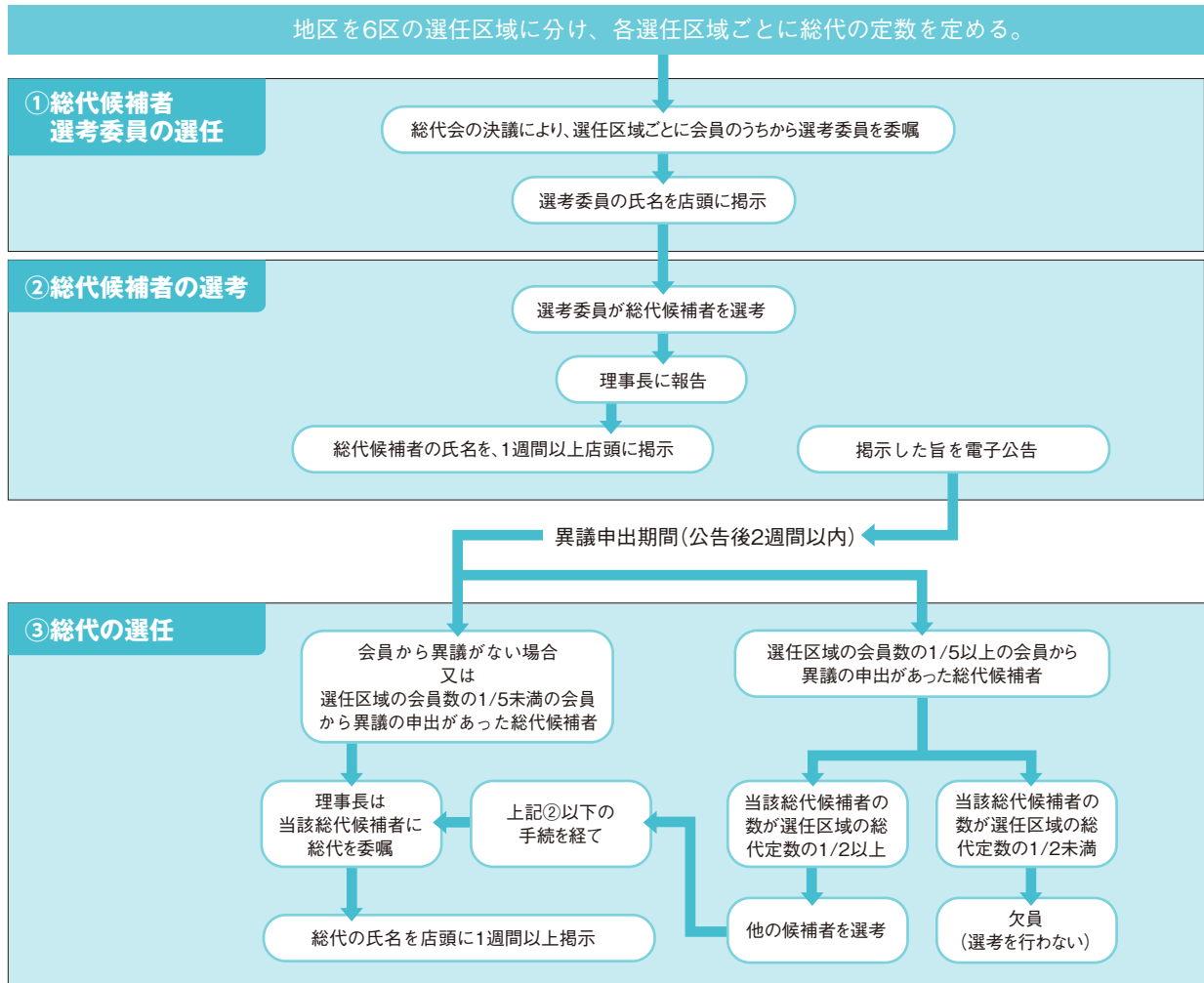
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手順を経て選任されます。

- (1) 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- (2) 総代選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- (3) 上記(2)により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注)総代候補者選考基準

- ①資格要件…当金庫の会員であること
- ②適格要件…ア.総代として相応しい見識を有している方 イ.良識をもって正しい判断ができる方 ウ.人格、識見にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方 エ.その他総代選考委員が適格と認めた方

■ 総代が選任されるまでの手続きについて



■ 総代会の決議事項等について

※第117回通常総代会の決議事項(令和7年6月24日開催)

第117回通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

【報告事項】

1. 第117期(令和6年度)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告
2. 第117期(令和6年度)決算に係る監事監査結果報告

【決議事項】

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 所在不明会員除名の件
- 第4号議案 理事10名選任の件
- 第5号議案 退任理事に対する役員退職慰労金贈呈の件



▲第117回 通常総代会

■ 総代の名簿 (令和7年7月1日現在)

総代総数149名 任期/令和7年4月1日～令和10年3月31日

<50音順・敬称略、氏名の後の数字は就任回数>

第1区	38名	下関市のうち第2区を除く地区及び北九州市									
上利 秋雄 ⑩	石松 夕哉 ⑫	井上 隆雄 ⑫	上野 龍之介 ⑤	内田 賢太郎 ④	江平 留男 ⑦	岡田 勝利 ⑥	奥野 秀樹 ④	加納 政二 ⑨	川崎 洋三 ⑤	貴船 一夫 ②	
行天 邦博 ④	久保 正徳 ⑤	小林 智亜紀 ②	近藤 洋平 ⑥	柴田 宜夫 ⑦	白石 憲二 ⑩	杉本 成弘 ⑥	鷹野 完司 ⑪	高山 龍夫 ④	田淵 清隆 ⑤	利田 秀之 ⑨	
中野 勝廣 ⑩	中橋 清典 ⑤	蛭川 徹 ⑪	野口 秀一 ⑫	平井 淳二 ④	福井 理 ⑥	福永 吉則 ⑨	古谷 好敏 ⑪	森 誠志朗 ②	安原 貴昭 ②	山本 修司 ⑤	
吉田 孝 ⑪	関光汽船(株) 代表取締役 入谷 一成 ⑪			(株)漁連石油 代表取締役 足立 一仁 ⑬			(株)シモセン 代表取締役 村上 博史 ⑨				
(株)安成工務店 代表取締役 安成 信次 ⑪											

第2区	23名	下関市長府地区、小月地区及び旧豊浦郡豊浦町、菊川町、豊田町、豊北町、長門市									
青木 伸一 ⑥	井上 茂光 ⑨	植木 達朗 ⑦	岡本 繁樹 ③	木本 暢一 ⑨	小田部 正治 ⑦	酒井 好男 ⑪	重村 修二 ⑨	島本 幸雄 ⑪	寺内 雅之 ③	中川 芳則 ⑨	
中島 正國 ⑫	中谷 雅治 ⑤	中村 高志 ③	福田 智 ⑤	松浦 秀子 ②	宮崎 薫 ⑥	村田 善昭 ②	森脇 伸一郎 ⑦	山村 浩一 ⑥	吉川 大介 ⑥		
(有)松青材木店 代表取締役 松青 聖史 ⑪			(株)ムサン機電 代表取締役 大谷 豊美 ⑪								

第3区	29名	山陽小野田市、宇部市									
石原 寛 ⑤	今田 太郎 ①	上田 善之 ⑬	小川 秀広 ⑦	金重 泰夫 ⑦	兼安 英乗 ⑪	久保田 克秀 ⑩	小高 章 ⑨	小寺 義純 ⑫	櫻井 正明 ⑨	佐藤 保次 ⑫	
白松 高至 ⑩	新造 剛 ⑤	田代 浩一 ④	田村 利博 ⑩	戸坂 隆男 ⑩	永堀 幸生 ④	西村 孝浩 ⑩	東谷 和夫 ⑯	弘中 正治 ⑩	藤井 泰造 ⑦	堀 俊誠 ⑨	
堀 英俊 ⑩	松廣 達夫 ⑨	棟久 周二 ⑦	山下 軍治 ⑨	脇 和也 ⑥	和田 繁喜 ⑤	綿田 敏孝 ⑫					

第4区	25名	美祿市、山口市、防府市、萩市、周南市、阿武郡									
赤瀬 三也 ⑨	石田 修詳 ⑨	内田 友明 ⑨	浦山 裕充 ⑤	大庭 一洋 ⑨	金子 敏明 ⑦	岸田 潤三 ⑦	喜連 裕二 ③	國近 正 ⑨	河野 藤丸 ⑪	境 篤行 ⑭	
貞國 太志 ⑤	重村 平太郎 ②	田中 謙吾 ②	田中 耕二 ⑦	田中 尚吾 ②	野上 茂樹 ⑧	藤井 敏男 ⑧	藤井 敏弘 ⑧	堀 敏一 ⑪	前田 和正 ⑧	松谷 徹 ①	
山本 孝司 ⑧	横山 洋之 ⑪	吉岡 正博 ⑯									

第5区	15名	益田市、鹿足郡									
洗川 武史 ⑪	池田 和哉 ⑭	大畑 勉 ②	片野 紀男 ⑧	河田 周 ⑧	倉谷 頼憲 ⑦	小林 智太郎 ③	小林 祐二 ⑪	島田 憲郷 ⑬	角河 和幸 ⑨	田中 直典 ⑧	
羽柴 克郎 ⑩	堀 大地 ②	三浦 浩 ③	吉岡 知幸 ⑦								

第6区	19名	岩国市、柳井市、下松市、光市、熊毛郡、大島郡、玖珂郡、大竹市									
伊藤 進吾 ②	金光 栄治 ⑨	吉良 昭治 ②	斎藤 正則 ⑩	坂井 建正 ⑪	白石 哲也 ②	埜田 信行 ④	田邊 正浩 ⑪	友田 洋介 ④	西本 守利 ⑭	日野谷 和彦 ⑨	
平山 悦生 ⑨	堀江 泰 ⑥	松村 康宏 ⑤	村元 真澄 ⑧	森口 達也 ⑥	柳原 芳晴 ⑥	山本 茂男 ②	(学)高水学園 理事長 高橋 典子 ⑪				

※お名前に記載につきましては、個人情報保護の観点からご承諾をいただいた方のみ記載しております。

■ 総代の属性別構成比 (令和7年7月1日現在)

職業別	法人・法人代表者・法人役員	85.91%
	個人事業主	6.04%
	個人	8.05%

年代別	70代以上	56.34%
	60代	31.69%
	50代	10.56%
	40代以下	1.41%

業種別	製造業	13.97%	不動産業、物品賃貸業	5.88%
	建設業	30.88%	学術研究・専門・技術サービス業	2.94%
	運輸業、郵便業	3.68%	サービス業(他に分類されないもの)	4.41%
	卸売業、小売業	27.94%	その他	10.29%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者・法人役員、個人事業主に限っております。



■当金庫の沿革～にしん116年の歩み～

当金庫は明治42年5月の創立以来、今年で116周年を迎えました。これもひとえに皆さまの温かいご支援の賜ものであり、心から感謝を申しあげます。これからも、地域の皆さまとともに歩んでまいります。

明治			
明治42年	5月	産業組合法により無限責任彦島村信用組合を設立	
昭和			
昭和8年	6月	彦島信用組合に名称を変更	
昭和16年	3月	有限責任彦島信用組合に組織を変更	
昭和23年	4月	下関信用組合を合併し関彦信用組合に名称を変更	
昭和24年	3月	本所を下関市大和町へ新築移転	
昭和26年	10月	信用金庫法に基づき下関信用金庫に名称を変更 店舗は本店を含めて6か店で新発足	
昭和39年	8月	営業地区を従来の下関市の他に豊浦郡の一円及び厚狹郡山陽町まで拡張	
昭和40年	11月	下関市公金収納事務の取扱を開始	
昭和41年	10月	山口県公金収納事務の取扱を開始	
昭和42年	6月	下関市細江町に新店新築	
昭和44年	6月	営業地区を小野田市、宇部市及び厚狹郡全域まで拡張	
昭和45年	12月	日本銀行と当座取引を開始	
昭和46年	3月	異種金融機関との為替取引業務を開始	
	11月	日本銀行歳入代理店業務の取扱を開始	
昭和48年	8月	営業地区を北九州市まで拡張	
昭和51年	10月	オンラインによる業務の取扱を開始	
昭和53年	11月	外貨両替業務の取扱を開始	
昭和54年	2月	全銀データ通信システムに加盟	
昭和55年	5月	日本銀行国債代理店の事務取扱を開始	
昭和57年	5月	新総合オンラインシステムを稼働 CDオンライン提携システムを開始	
昭和58年	6月	国債等の窓口販売業務の取扱を開始	
昭和59年	7月	アンサーサービスを開始	
昭和61年	12月	預金積金残高1,000億円達成	
昭和62年	8月	県下信用金庫と山口銀行とのCDオンライン地域提携を開始	
昭和63年	10月	第3次オンラインシステムを稼働	
平成			
平成元年	10月	外国為替公認銀行の認可を受け外国為替業務の取扱を開始	
平成4年	6月	営業地区を美祿市まで拡張	
	8月	子会社(株)しもんビジネス設立(平成19年1月に(株)にしんビジネスへ名称変更)	
平成6年	9月	事業量(預金積金+貸出金)3,000億円達成	
	12月	創立85周年記念事業の一環として「美と安らぎのある街づくり実行委員会」を発足	
平成8年	4月	「美と安らぎのある街づくり実行委員会」による第一期事業が完成し文学碑を下関市に寄贈	
	11月	福利厚生施設として下関市王司にグランド用地を取得	
平成9年	2月	土・日・祝日稼働しているATMのカードによる入金取扱を開始	
	3月	昭和49年より毎年実施してきた下関市社会福祉協議会への寄付累計額が1億2,000万円となる	
	6月	王司総合グランド完成	
	8月	本店別館を開設	
平成10年	5月	全店で外貨両替業務を開始	
	10月	向井町支店を福浦支店向井町出張所へ移行	
平成11年	1月	欧州統一通貨ユーロの旅行小切手取扱を開始	
	3月	郵便貯金(現:ゆうちょ銀行)ATMとの相互接続を開始	
	〃	ATMによる、通帳出金取扱を開始(カード発行口座に限る)	
	〃	店外ATM「下関市役所出張所」を開設	
	4月	投資信託窓口販売業務の取扱を開始	
	6月	全国信用金庫連合会(現:信金中央金庫)総合研究所による経営コンサルティングを受診	
	11月	下関信用金庫史を刊行	
	12月	預金積金残高2,000億円達成	
平成12年	3月	デビットカードサービス取扱を開始	
	〃	山口県内信用金庫間のネット利用手数料無料化を開始	
平成12年	4月	店外ATM「下関駅出張所」を開設	
	7月	監査法人太田昭和センチュリー(現:EY新日本有限責任監査法人)と監査契約を締結	
	12月	全国の信用金庫が設置する現金自動預払機ネット利用手数料無料化を開始	
平成13年	1月	インターネット・モバイル及びテレホンバンキングサービスの取扱を開始	
	3月	スポーツ振興くじ「toto」の当選金払戻業務の取扱を開始	
	〃	別館に住宅金融公庫(現:住宅金融支援機構)の受託業務本部取扱事務所を移設	
	〃	別館の金庫資料コーナー及びギャラリーコーナーを市民に開放	
	4月	保険商品募集業務の取扱を開始	
	10月	県下信用金庫と山口銀行との現金自動預払機ネット利用手数料無料化「YSネットサービス」の取扱を開始	
	11月	大坪支店の新築移転と同時に、店名を向洋支店へ変更	
平成14年	6月	平成13年11月に発刊した「ひこしま発展誌」が平成13年度の第21回信用金庫PRコンクール「PR小冊子部門」で最優秀賞を受賞	
	10月	生命保険窓販業務の取扱を開始	
	〃	シーモール支店を本店営業部シーモール出張所へ移行	
平成15年	1月	新インターネットバンキング取扱を開始	
	2月	個人向け国債の募集業務の取扱を開始	
	3月	大和町支店を本店に統合	
	6月	豊浦信用金庫との合併に関する基本協定書に調印	
	9月	豊浦信用金庫との合併契約書調印	
平成16年	4月	調査室を新設	
	5月	営業地区を山口市、吉敷郡まで拡張	
	7月	豊浦信用金庫と合併	
	10月	国民生活金融公庫(現:日本政策金融公庫)との業務連携・協力契約締結	
平成17年	2月	江ノ浦支店を福浦支店に統合	
	7月	長府中央営業部(現:長府中央支店)リニューアル	
	9月	唐戸中央支店を唐戸支店に統合	
	10月	下関市指定代理金融機関に指定	
	〃	Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスの取扱を開始	
	11月	長府駅前支店新築移転	
	12月	長府才川支店を長府駅前支店に統合	
平成18年	1月	4業態(信金・信組・労金・第二地銀)間ATM相互入金業務の取扱を開始	
	2月	吉南信用金庫・宇部信用金庫・津和野信用金庫との合併に関する基本協定書に調印	
	4月	下関市立中央病院(現:下関市立市民病院)に総括出納取扱金融機関として下関市立中央病院派出所(現:下関市立市民病院派出所)を設置	
	5月	吉南信用金庫・宇部信用金庫・津和野信用金庫との合併契約書調印	
平成19年	1月	吉南信用金庫・宇部信用金庫・津和野信用金庫と合併し、西中国信用金庫に名称を変更	
	〃	預金積金残高5,000億円達成	
	6月	店外ATM「サンバル川棚出張所」を開設	
	9月	上宇部支店を琴芝支店に統合	
	〃	西新川支店を宇部支店に統合	
	11月	西岐波支店を床波支店に統合	
	〃	恩田支店を琴芝支店に統合	
	〃	丸尾支店を東岐波支店に統合	
平成20年	3月	第1回山口県しんぎん合同ビジネスフェア2008を開催	
	6月	平成19年8月に制作・発行した「下関市内の戦前町並み界隈図シリーズ」が、平成19年度の第27回信用金庫PRコンクール「チラシ・パンフレット部門」で特別賞を受賞	
	7月	吉賀支店新築移転	
	9月	生雲支店を徳佐支店に統合	
	11月	岩国信用金庫・下関市職員信用組合との合併に関する基本協定書に調印	

当金庫の沿革～にしん116年の歩み～

平成21年	3月	岩国信用金庫・下関市職員信用組合との合併契約書調印
	5月	創立100周年記念式典及び記念講演会を開催
	6月	「にしん2009カレンダー」が、平成20年度の第28回信用金庫PRコンクール「カレンダー部門」で優秀賞を受賞
	9月	山口支店移転
	10月	岩国信用金庫・下関市職員信用組合と合併
	12月	店外ATM「ゆめシティ共同出張所」を開設
平成22年	6月	「にしん2010カレンダー」が、平成21年度の第29回信用金庫PRコンクール「カレンダー部門」で優秀賞を受賞
	10月	川中支店新築移転
	12月	旧岩国信用金庫創立100周年記念事業として文化講演会を開催
平成23年	7月	長府中央支店(旧豊浦信用金庫)創立100周年記念講演会を開催
	9月	豊田支店を「店舗内店舗」として菊川支店内に移転
	〃	柿木支店を「店舗内店舗」として吉賀支店内に移転
	11月	宇部支店新築移転
平成24年	2月	ときわ支店を廃止、ときわ代理店を開設
	〃	錦町支店を廃止、錦町代理店を開設
	4月	一の宮支店新築移転
	7月	小月支店新築移転
	9月	新下関支店を一の宮支店に統合
	〃	益田支店を移転、おとよし支店を益田支店に統合
	11月	中小企業経営力強化支援法に基づき、経営革新等支援機関に認定
	〃	新垢田出張所を廃止、新垢田代理店を開設
平成25年	1月	山口県警察と「サイバー犯罪共同対処協定書」を締結
	〃	宇部市・宇部商工会議所・くすのき商工会と「産業振興連携協定」を締結
	2月	電子記録債権サービス(でんさいサービス)の取扱を開始
	9月	豊田支店を菊川支店に統合
	〃	柿木支店を吉賀支店に統合
	〃	今津支店を岩国中央支店に統合
	10月	福岡ひびき信用金庫、大分みらい信用金庫との間で「大規模災害発生時の相互応援に関する覚書」を締結
	11月	シーモール出張所を廃止、シーモール代理店を開設
	〃	向井町出張所を廃止、向井町代理店を開設
	〃	通津支店を廃止、通津代理店を開設
	〃	店外ATM「ゆめマート下関出張所」を開設
平成26年	6月	西中国信用金庫誕生7周年記念事業として「にしん文庫図書」寄贈
平成27年	4月	取引先の海外子会社への直接融資の取扱を開始
	6月	地域サポート部を新設
	9月	下関市と「地方創生に係る包括連携に関する協定」を締結
	10月	(一社)山口県中小企業診断協会と「中小企業等支援及び地方創生に向けた地域経済活性化に関する連携覚書」を締結
	12月	磐田信用金庫(現:浜松いわた信用金庫)と「連携・協力に関する協定」を締結
平成28年	1月	宇部市と「地方創生に係る包括連携に関する協定」を締結
	2月	山口県と「地方創生に係る包括連携に関する協定」を締結
	〃	下関市と「海外展開に関する連携協定(下関地域商社協定)」を締結
	3月	王司支店新築移転
	〃	山口市と「地方創生に係る包括連携に関する協定」を締結
	7月	岩国市と「地方創生に係る包括連携に関する協定」を締結
平成29年	1月	西中国信用金庫誕生10周年記念事業として「地方創生事業支援金」「にしん文庫図書」寄贈
	8月	山口県内の営業地区を県内全域に拡張
	9月	山の田支店を新築移転、熊野支店を「店舗内店舗」として山の田支店内に移転、新垢田代理店を山の田支店に統合
	〃	上郷支店を小郡支店に統合
	〃	向洋支店を本店営業部向洋出張所へ移行
	〃	安岡支店を「店舗内店舗」としてかじくり支店内に移転
	〃	長府支店を「店舗内店舗」として長府中央支店内に移転
	〃	玖珂支店を「店舗内店舗」として岩国支店内に移転

平成29年	11月	ときわ代理店を東新川支店に統合
	〃	向井町代理店を「店舗内店舗」として福浦支店内に移転
平成30年	2月	店外ATM「フジ小郡店出張所」を開設
	〃	「にしん2018カレンダー」が、第37回信用金庫PRコンクール「カレンダー部門」で優秀賞を受賞
	6月	萩山口信用金庫、東山口信用金庫及び山口県信用保証協会と「包括連携に関する覚書」を締結
平成31年	2月	創立110周年記念講演会を開催
	3月	宇部新川支店を「店舗内店舗」として宇部支店内に移転
令和		
令和元年	5月	西宇部支店を新築移転、厚南支店を「店舗内店舗」として西宇部支店内に移転
	〃	創立110周年記念式典開催
	6月	創立110周年記念事業として「にしん文庫図書」寄贈
	9月	西山支店を福浦支店西山出張所へ移行
	〃	後田支店を宝町支店後田出張所へ移行
	〃	汐入支店を新地支店汐入出張所へ移行
	〃	嘉川支店を小郡支店嘉川出張所へ移行
	〃	秋芳支店を小郡支店秋芳出張所へ移行
	〃	徳佐支店を津和野支店徳佐出張所へ移行
	〃	日原支店を津和野支店日原出張所へ移行
	〃	シーモール代理店を本店営業部シーモール出張所へ移行
	〃	向井町代理店を福浦支店向井町出張所へ移行
	〃	通津代理店を南岩国支店通津出張所へ移行
	〃	錦町代理店を岩国支店錦町出張所へ移行
	〃	子会社(株)にしんビジネス解散
令和2年	1月	「にしん2020カレンダー」が、第39回信用金庫PRコンクール「カレンダー部門」で優秀賞を受賞
	9月	萩山口信用金庫、東山口信用金庫、信金中央金庫及び信金キャピタル(株)と「事業承継支援に関する協定」締結及び「山口県しんさん事業承継パートナーシップ」を発足
	10月	出資証券のペーパーレス化(証券不発行)を開始
令和3年	2月	萩山口信用金庫、東山口信用金庫と「SDGsの推進に関する連携協定」締結及び「SDGsの共同施策の宣言」を公表
	〃	(株)商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結
	5月	日原出張所移転
	6月	「企業支援プロジェクトチーム」発足
	8月	「にしん健康経営宣言」制定
令和4年	4月	福浦支店・向井町出張所を新築移転、西山出張所を「店舗内店舗」として福浦支店・向井町出張所内に移転
	9月	後田出張所を宝町支店に統合
	〃	汐入出張所を新地支店に統合
	10月	下関市役所出張所を唐戸支店に統合
	11月	山口大学前支店を山口支店に統合
	〃	秋芳出張所を「店舗内店舗」として小郡支店内に移転
令和5年	9月	スマホ決済サービス「Bank Pay」の取扱を開始
	〃	日本政策金融公庫と「事業承継支援に関する覚書」を締結
	〃	「こたら送金」の取扱を開始
	10月	インターネット支店を開設
	〃	「西中国信用金庫アプリ」の提供を開始
	〃	通津出張所を南岩国支店に統合
	〃	錦町出張所を「店舗内店舗」として岩国支店・玖珂支店内に移転
令和6年	2月	キャッシュレス決済サービス「楽天ペイ」の取扱を開始
	7月	和奏監査法人と監査契約を締結
	10月	シーモール出張所を本店営業部に統合
	〃	西山出張所を福浦支店に統合
	〃	安岡支店をかじくり支店に統合
	〃	長府支店を長府中央支店に統合
	〃	宇部新川支店を宇部支店に統合
	〃	厚南支店を西宇部支店に統合
	〃	玖珂支店を岩国支店に統合
	〃	本村支店を福浦支店本村出張所へ移行

自己資本の充実の状況

CONTENTS

自己資本の構成に関する開示事項	32
定量的な開示事項	33
自己資本の充実度に関する事項	33
信用リスクに関する事項	34
信用リスク削減手法に関する事項	40
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	40
証券化エクスポージャーに関する事項	41
出資等又は株式等エクスポージャーに 関する事項	42
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	42
金利リスクに関する事項	43
オペレーショナル・リスクに関する事項	44
統合的リスク管理態勢	44

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本は、主に当金庫の内部留保と、地域のお客さまからお預りしている出資金で構成されております。

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,514	19,660
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,651	2,647
うち、利益剰余金の額	16,902	17,053
うち、外部流出予定額(△)	39	39
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	656	585
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	656	585
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,170	20,245
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	59	52
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59	52
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	59	52
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	20,111	20,193
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	203,509	201,216
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケットリスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナルリスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,949	9,935
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナルリスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	214,459	211,151
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.37%	9.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
信用リスク・アセットの合計額 (イ)	203,509	8,140	201,216	8,048
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	185,410	7,416	184,223	7,368
ソブリン向け	580	23	580	23
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	22,767	910	19,205	768
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			5,180	207
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	60,359	2,414	58,120	2,324
中小企業等向け及び個人向け	36,947	1,477		
中堅中小企業等向け及び個人向け			36,978	1,479
トランザクター向け			515	20
抵当権付住宅ローン	4,533	181		
不動産取得等事業向け	38,673	1,546		
不動産関連向け			40,037	1,601
自己居住用不動産等向け			1,654	66
賃貸用不動産向け			5,048	201
事業用不動産関連向け			32,381	1,295
その他不動産関連向け			953	38
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			1,643	65
三月以上延滞等	1,363	54		
延滞等向け			10,913	436
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			194	7
信用保証協会等による保証付	1,721	68	1,897	75
出資等	230	9		
出資等のエクスポージャー	230	9		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			230	9
上記以外	18,233	729	14,421	576
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,436	257	6,423	256
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,797	471	7,997	319
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	17,800	712	16,974	678
ルック・スルー方式	17,800	712	16,974	678
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハバセントで除して得た額(簡便法)	277	11	18	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	20	0	—	—
オペレーショナルリスク相当額の合計額をハバセントで除して得た額	(ロ)10,949	437	9,935	397
BI			6,623	
BIC			794	
単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 ((イ)+(ロ)) (ハ)	214,459	8,578	211,151	8,446

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向けを除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。

7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナルリスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

9. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念を明示した「リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

貸出金の信用リスクの評価につきましては、(一社)しんぎん共同センターの融資統合システムによる信用リスク量の計測を実施し、リスク管理の高度化に努めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会を通じて経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当金計上規程」に基づき計上しております。引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め算出しております。個別貸倒引当金については自己査定における債務者区分ごとに算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額は58ページをご参照ください。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国内	507,053	493,220	275,497	282,973	115,132	113,303	846	-	1,483	11,100
国外	15,900	15,900	-	-	15,900	15,900	-	-	-	-
地域別合計	522,953	509,120	275,497	282,973	131,032	129,203	846	-	1,483	11,100
製造業	29,574	27,161	10,036	9,367	19,441	17,697	-	-	23	233
農業、林業、漁業	556	594	556	594	-	-	-	-	14	16
鉱業、採石業、砂利採取業	469	298	469	298	-	-	-	-	5	-
建設業	26,878	26,344	24,477	23,943	2,401	2,400	-	-	448	617
電気・ガス・熱供給・水道業	17,043	17,790	3,244	4,090	13,798	13,699	-	-	-	-
情報通信業	626	704	91	169	500	500	-	-	-	-
運輸業、郵便業	14,038	15,334	9,086	10,178	4,951	5,156	-	-	0	53
卸売業、小売業	20,942	21,810	18,242	19,510	2,700	2,300	-	-	178	531
金融業、保険業	138,570	120,591	16,606	16,448	23,391	22,886	-	-	-	-
不動産業	63,607	65,919	55,876	57,744	7,300	7,944	-	-	524	5,290
物品賃貸業	4,704	3,999	1,000	894	3,697	3,097	-	-	5	5
学術研究、専門・技術サービス業	2,109	2,253	2,034	2,204	-	-	-	-	18	18
宿泊業	1,711	1,239	1,711	1,239	-	-	-	-	10	226
飲食業	4,475	4,615	4,475	4,615	-	-	-	-	46	389
生活関連サービス業、娯楽業	5,423	5,003	5,122	4,703	300	300	-	-	153	561
教育、学習支援業	982	849	982	849	-	-	-	-	0	3
医療、福祉	15,641	15,409	15,519	15,286	100	100	-	-	-	1,595
その他のサービス	9,637	9,664	9,529	9,556	100	100	-	-	11	639
国・地方公共団体等	78,456	78,397	24,255	25,376	52,351	53,020	-	-	-	-
個人	71,888	75,287	71,888	75,287	-	-	-	-	42	918
その他	15,611	15,849	288	611	-	-	846	-	-	-
業種別合計	522,953	509,120	275,497	282,973	131,032	129,203	846	-	1,483	11,100
1年以下	95,948	63,433	35,870	38,804	3,826	3,119	-	-	-	-
1年超3年以下	34,483	43,031	22,516	22,046	11,231	18,336	-	-	-	-
3年超5年以下	57,566	50,910	23,612	22,688	30,413	27,721	-	-	-	-
5年超7年以下	46,890	49,165	28,157	30,467	18,733	18,698	-	-	-	-
7年超10年以下	61,089	56,623	37,490	37,426	21,598	17,197	-	-	-	-
10年超	191,647	180,468	127,418	129,338	45,228	44,129	-	-	-	-
期間の定めのないもの	35,328	70,483	431	2,200	-	-	846	-	-	-
残存期間別合計	522,953	509,120	275,497	282,973	131,032	129,203	846	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	138	118	△ 20	△ 7	118	110	-	3
農業、林業、漁業	33	21	△ 11	△ 20	21	1	-	21
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	△ 0	△ 0	2	2	-	-
建設業	380	347	△ 33	△ 34	347	313	0	23
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	84	82	△ 2	△ 2	82	79	-	-
卸売業、小売業	523	477	△ 46	△ 51	477	425	3	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	525	874	349	140	874	1,015	3	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	18	14	△ 3	△ 2	14	12	-	5
宿泊業	411	355	△ 56	△ 139	355	215	29	1
飲食業	95	106	10	△ 12	106	94	30	-
生活関連サービス業、娯楽業	296	234	△ 62	24	234	258	2	-
教育、学習支援業	-	0	0	0	0	0	-	-
医療、福祉	31	39	8	137	39	176	-	-
その他のサービス	78	144	65	△ 21	144	122	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	79	50	△ 29	△ 3	50	47	0	-
合計	2,699	2,868	169	7	2,868	2,875	70	55

(注) 1. 国外向けエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び貸出金償却は該当がないため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	7,362	—	7,362	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	54,862	—	54,862	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,376	—	43,376	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,754	—	1,754	—	150	9%
我が国の政府関係機関向け	3,708	—	3,708	—	350	9%
地方三公社向け	821	—	821	—	80	10%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	83,867	—	83,867	—	19,205	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,300	—	16,300	—	5,180	32%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	106,847	10,682	104,754	1,291	58,120	55%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	94,991	37,360	93,114	2,007	36,978	39%
トランザクター向け	—	29,666	—	1,433	515	36%
不動産関連向け	42,538	—	42,314	—	40,037	95%
自己居住用不動産等向け	3,190	—	3,158	—	1,654	52%
賃貸用不動産向け	6,125	—	6,088	—	5,048	83%
事業用不動産関連向け	31,597	—	31,478	—	32,381	103%
その他不動産関連向け	1,624	—	1,589	—	953	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,643	—	1,643	—	1,643	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	9,351	83	9,320	8	10,913	117%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	221	—	216	—	194	90%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	36,502	309	36,502	30	1,897	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	230	—	230	—	230	100%
合計					169,802	

(注) 1.最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	7,362	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	54,862	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	43,376	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,754	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,708	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	821	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	64,949	-	16,417	-	-	-	-	-	-	2,500	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,900	-	12,400	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	46,995	-	-	-	-	-	-	-	-	10,299	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	372	121	1,165	-	219	-	271	-	694	135	-	1,848	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	372	121	514	-	-	-	271	-	-	135	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	650	-	219	-	-	-	694	-	-	259	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,589	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	543	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	17,558	18,975	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	123,160	24,438	-	113,140	121	17,583	-	219	-	271	-	2,128	13,478	-	1,848	-	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,362
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,862
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,376
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,754
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,708
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	821
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	83,867
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,300
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	32,109	-	-	16,640	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,046
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	92,419	-	-	-	-	1,267	-	-	-	-	-	-	-	-	2	95,122
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433
不動産関連向け	5,589	595	-	-	3,614	-	-	3,679	23,940	-	-	67	-	-	-	-	42,314
自己居住用不動産等向け	1,725	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,158
賃貸用不動産向け	-	577	-	-	-	-	-	3,679	-	-	-	7	-	-	-	-	6,088
事業用不動産関連向け	3,863	-	-	-	3,614	-	-	-	23,940	-	-	59	-	-	-	-	31,478
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,589
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,643	-	-	-	-	1,643
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	864	-	-	-	-	7,920	-	-	-	-	9,328
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	216	-	-	-	-	-	-	-	-	-	216
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,533
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	230	-	-	-	230
合計	5,589	93,014	-	32,109	3,614	-	18,989	3,679	23,940	-	-	9,631	230	-	-	2	487,190

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。



リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	116,186
10%	—	23,550
20%	95,706	115,704
35%	—	10,400
50%	28,909	816
75%	—	28,671
100%	1,243	99,722
150%	—	271
250%	—	1,769
1,250%	—	—
合 計	522,953	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限っております。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	330,039	6,798	10%	330,692
40%～70%	48,225	24,545	10%	49,023
75%	20,144	6,267	11%	18,685
80%	—	—	—	—
85%	32,563	3,850	15%	31,617
90%～100%	21,203	6,967	11%	21,338
105%～130%	27,659	—	0%	27,620
150%	8,015	7	10%	7,981
250%	230	—	0%	230
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	488,081	48,436	11%	487,190

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫所定の手続きにより、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、国、地方公共団体及び同様の信用度を持つ信用保証協会、適格保証会社等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫所定の手続きにより適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

判定に使用する適格格付機関

1.格付投資情報センター 2.日本格付研究所 3.S&Pグローバル・レーティング

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,306	2,909	67,023	78,692	1	1

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引には、為替先物予約取引、投資信託の裏付資産に含まれている株式関連取引及びクレジット・デリバティブ取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他、有価証券取引関連については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

当金庫は、令和5年3月及び令和6年3月に(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当金庫の複数の事業者向け貸出債権(原債権)を証券化しております。原債権については、当金庫自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施し、原債権の債務不履行発生等(CDS契約におけるクレジット・イベントの発生)の際は、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しております。本派生商品取引については、取引相手である公庫が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。



(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
①派生商品取引合計	1,005	122	1,005	122
(i)外国為替関連取引	736	—	736	—
(ii)金利関連取引	107	—	107	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	2	—	2	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	158	122	158	122
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1,005	122	1,005	122

(単位:百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	1,586	1,226	—	—

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

オリジネーター及び投資家としての証券化取引はございません。

自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、資金証券部が市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等について事前に確認し、ALM委員会及びリスク管理委員会での協議に基づき、経営陣が最終決定することとしております。

証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫所定の「決算経理規程」等及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

取り扱っておりません

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

標準的手法

当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません

オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません

投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等については、経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行うことにより、適正な収益を確保することを基本方針としております。係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、逐次、リスク管理担当役員に報告しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫所定の「決算経理規程」等及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	347	378	347	347
非上場株式等	3,668	—	3,666	—
合 計	4,015	378	4,014	347

（注）貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	1

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
評価損益	4	2

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	29,496	33,114
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、預貸金、有価証券、預け金等の金利・期間を有する資産・負債を対象として、月次で金利リスク量を計測し、自己資本に照らして許容可能な水準にリスク量をコントロールすることとしております。

金利リスクを含む市場リスクは、リスク資本配賦運営の枠組みの中で管理し、リスク管理部門はこれらの管理状況を月次で経営陣へ報告するとともに、毎月開催されるALM委員会及びリスク管理委員会等で協議・検討し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

なお、金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却を中心として対応する方針としております。

金利リスク算定手法の概要

1. ΔEVE及びΔNIIについて

- ΔEVEとは、銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する資産・負債の経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
また、ΔNIIとは、銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 流動性預金については、形式的な満期が無く随時払い出しが可能であるものの、実質的には引き出されることなく長期間当金庫に滞留する側面があることや市場金利の変動に完全には追従しない側面があることから、それらを充たす部分を「コア預金」として捉え、内部モデルを用いて残高や平均満期等を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計した上で、実質的な満期を計測しています。推計値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を適切に行っています。流動性預金の金利改定の満期は最長10年、平均3.426年として金利リスクを計測しております。
- 定期預金の早期解約・固定金利貸出の期限前返済に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。その他の行動オプションは考慮しておりません。
- 計測対象の通貨は日本円です。投資信託等のファンドを通じて間接的に保有しているとみなす米ドルやユーロ等の外国通貨も金利リスクの計測対象とし、簡便かつ保守的な方法で計測しております。なお、通貨別に算出した金利リスク量は正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- 重要性テストの計測値については、金利リスクの許容水準をコントロールするための重要な指標と捉えており、他の計測手法と併せて適正なリスクコントロールに努めることとしております。

2. その他の金利リスク計測について

内部管理上使用する銀行勘定における金利リスクの算定については、99パーセンタイル値をショック幅とした、ラダー計算方式により金利リスク量の測定を行っております。

- 計測対象は、預貸金・有価証券・預け金など、金利・期間を有する資産・負債としております。
- コア預金に関しては、ΔEVE及びΔNIIを計測する場合と同様の内部モデルを用いており、満期は最長10年、平均4.15年として金利リスクを計測しております。
- 計測頻度は月次(前月末基準)としております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		ΔEVE		ΔNII	
項番		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	10,119	9,263	13	156
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	9,194	8,465		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,119	9,263	13	156
		令和5年度末		令和6年度末	
8	自己資本の額	20,111		20,193	

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫はオペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え管理しております。

リスク計測に関しましては、令和5年度計数は基礎的手法を採用しております。令和6年度計数はILMを「1」として標準的計測手法を採用しております。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門及びILMの算出から除外した特殊損失はありません。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに常勤理事会及び理事会において報告する態勢を整備しております。

【統合的リスク管理態勢】

当金庫では、各リスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)について、自己資本の中から一定の額をリスク資本として、各リスク部門に配賦しております。各リスク部門はこの配賦されたリスク資本配賦額をリスク量の限度として、最大限の収益が得られるよう調達・運用を行っております。これらは、自己資本、リスク量、収益性のそれぞれのカテゴリーからリスクを統合的に管理することによって、金庫の健全性を維持することを目的に、平成20年度から導入しております。令和6年度の統合的リスク管理は、リスク資本配賦総額16,358百万円で運営しました。

リスク量の算出方法

リスク項目	リスク量の定義
信用リスク	信用VaR(モンテカルロ・シミュレーション、試行回数30,000回、信頼区間99%)
市場リスク	1.有価証券VaR(信頼区間99%、保有期間120営業日、観測期間3年) 2.その他金利リスク(有価証券を除く99パーセンタイル金利リスク) 3.金銭信託リスク(100BPV+TOPIX△10%)
オペレーショナル・リスク	1.基礎的手法(過去2年間+当期事業計画)の粗利益÷3×15%(令和5年度計数) 2.標準的計測手法かつILM「1」(令和6年度計数)

資料編

CONTENTS

財務諸表	46
主要な事業の状況	52
主要な業務の状況	52
預金に関する指標	54
貸出金等に関する指標	54
国際業務に関する指標	55
有価証券に関する指標	56
リスク管理債権の状況	58
退職給付会計	59
役職員の報酬体系	60

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	7,089	7,362
預け金	91,371	77,211
買入金銭債権	5,675	5,449
金銭の信託	0	0
有価証券	154,226	146,636
国債	30,936	28,553
地方債	17,404	17,387
社債	61,665	58,147
株式	227	224
その他の証券	43,991	42,323
貸出金	274,831	277,628
割引手形	813	506
手形貸付	17,664	15,910
証書貸付	244,621	247,787
当座貸越	11,731	13,424
外国為替	48	42
外国他店預け	48	42
その他資産	4,469	4,993
未決済為替貸	185	165
信金中金出資金	3,550	3,550
未収収益	541	541
金融派生商品	0	—
その他の資産	192	736
有形固定資産	6,659	6,578
建物	2,084	2,025
土地	3,441	3,519
リース資産	328	348
建設仮勘定	—	5
その他の有形固定資産	804	679
無形固定資産	81	72
ソフトウェア	52	43
その他の無形固定資産	29	29
債務保証見返	585	523
貸倒引当金	△ 3,524	△ 3,460
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,868)	(△ 2,875)
資 産 の 部 合 計	541,513	523,037

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
(負債の部)		
預金積金	525,369	510,962
当座預金	14,275	15,252
普通預金	300,083	289,714
貯蓄預金	21,105	18,452
通知預金	586	341
定期預金	178,884	175,733
定期積金	6,919	6,611
その他の預金	3,514	4,855
借入金	467	427
借入金	467	427
その他負債	1,401	1,662
未決済為替借	186	95
未払費用	436	523
給付補填備金	1	0
未払法人税等	8	8
前受収益	116	172
払戻未済金	3	5
払戻未済持分	9	13
金融派生商品	33	22
リース債務	357	387
資産除去債務	120	214
その他の負債	126	219
退職給付引当金	457	426
役員退職慰労引当金	105	122
睡眠預金払戻損失引当金	3	2
偶発損失引当金	58	63
再評価に係る繰延税金負債	101	102
債務保証	585	523
負 債 の 部 合 計	528,550	514,292
(純資産の部)		
出資金	2,651	2,647
普通出資金	2,651	2,647
利益剰余金	16,902	17,053
利益準備金	2,443	2,543
その他利益剰余金	14,458	14,509
特別積立金	14,100	14,100
(社会福祉事業積立金)	(160)	(160)
当期末処分剰余金	358	409
会員勘定合計	19,554	19,700
その他有価証券評価差額金	△ 6,778	△ 11,134
土地再評価差額金	186	179
評価・換算差額等合計	△ 6,591	△ 10,955
純 資 産 の 部 合 計	12,962	8,745
負債及び純資産の部合計	541,513	523,037



損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和5年度 (令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)
経常収益	6,945	7,117
資金運用収益	5,750	6,005
貸出金利息	4,275	4,450
預け金利息	226	362
有価証券利息配当金	1,155	1,099
その他の受入利息	93	92
役務取引等収益	920	937
受入為替手数料	266	261
その他の役務収益	654	676
その他業務収益	83	61
外国為替売買益	7	1
金融派生商品収益	—	0
その他の業務収益	76	59
その他経常収益	190	112
償却債権取立益	190	112
その他の経常収益	0	0
経常費用	6,598	6,814
資金調達費用	63	315
預金利息	49	300
給付補填備金繰入額	0	0
借入金利息	3	2
その他の支払利息	10	11
役務取引等費用	712	767
支払為替手数料	59	59
その他の役務費用	653	707
その他業務費用	85	25
国債等債券売却損	—	21
国債等債券償還損	3	1
国債等債券償却	56	—
金融派生商品費用	23	—
その他の業務費用	3	1
経費	5,346	5,378
人件費	3,587	3,536
物件費	1,597	1,676
税金	161	166

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和5年度 (令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)
その他経常費用	389	327
貸倒引当金繰入額	245	195
貸出金償却	70	55
株式等償却	—	1
金銭の信託運用損	0	0
その他の経常費用	73	75
経常利益	347	302
特別利益	—	12
固定資産処分益	—	12
特別損失	134	123
固定資産処分損	22	75
減損損失	107	45
その他の特別損失	3	2
税引前当期純利益	213	192
法人税、住民税及び事業税	8	8
法人税等調整額	△ 21	0
法人税等合計	△ 12	9
当期純利益	225	183
繰越金(当期首残高)	77	219
土地再評価差額金取崩額	55	7
当期末処分剰余金	358	409

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和5年度 (令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)
当期末処分剰余金	358	409
剰余金処分額	139	89
利益準備金	100	50
普通出資に対する配当金	39	39
配当率	年1.5%	年1.5%
繰越金(当期末残高)	219	320

重要な会計方針及び注記事項 (令和6年度)

貸借対照表

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| その他 | 2年～60年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、過去3年間の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づく額を計上しております。ただし、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した額(未保全額)が一定額以上で、かつ、経営改善の見通しが不透明な先については、債務者の状況を総合的に判断して、未保全額より合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,335百万円であります。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内のある一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産

の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△ 21,384百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)

0.4818%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金86百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
14. 投資信託の解約・償還に伴う損益については、「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として計上しております。ただし、投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、「その他業務費用」の「国債等債券償還損」に計上しております。
15. 役員取引等収益は、役員提供の対価として収受する収益であり、主に内訳として「受入為替手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、主に送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
16. 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 3,460百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の将来の業績等の見通し」であります。「債務者区分の判定における債務者の将来の業績等の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、各債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- | | |
|--|----------|
| | 7,138百万円 |
|--|----------|
18. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|--|----------|
| | 9,073百万円 |
|--|----------|
19. 有形固定資産の圧縮記帳額
- | | |
|--|-------|
| | 31百万円 |
|--|-------|
20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、情報処理システム及びその周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づき債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場



合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,567百万円
危険債権額	11,190百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,766百万円
合計額	17,523百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、506百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	615百万円
有価証券	4,267百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,886百万円
借入金	132百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金26,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金64百万円が含まれております。

24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日、平成12年3月31日及び平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

420百万円

25. 出資1口当たりの純資産額 1,651円85銭

26. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか融資部審査グループにより行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部融資管理グループが定期的にチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

また、リスク管理委員会においては、ALM委員会において決定されたALM方針が過度なリスク負担となっていないか分析・協議を行っております。

日常的には、経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員で構成するリスク管理委員会及びALM委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに外国為替先物取引を利用し管理を行っております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程及び余裕資金運用規程等に則り行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

- (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引管理規則に基づき実施されております。

- (v) 市場リスクに係る定量的情報

- (a) 金利リスク

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、6,167百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利が合理的な予測変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- (b) 価格変動リスク

当金庫においては、「有価証券」全体の市場リスク量をVaR(金利リスク・価格変動リスクの相関を考慮)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRについては分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間3年)により算出しており、当事業年度の決算日現在、当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で6,990百万円です。この中で、金利リスク・価格変動リスクの相関を考慮する前の価格変動リスク量は1,428百万円です。

なお、当金庫では、保有期間1日に基づくバックテストを実施しております。令和6年度のバックテスト実施結果は、損失がVaR(乗数補正後)を超過した日数が合計3日で許容範囲内にあり、使用する計測モデルは十分な精度で有価証券全体のリスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があることから、当金庫ではストレステストによる市場リスク管理を並行して実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、外国為替(資産)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	77,211	74,420	△ 2,790
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	25,688	23,371	△ 2,316
その他有価証券	120,828	120,828	—
(3) 貸出金(*1)	277,628		
貸倒引当金(*2)	△ 3,457		
	274,170	274,800	629
金融資産計	497,898	493,421	△ 4,477
(1) 預金積金(*1)	510,962	510,185	△ 777
金融負債計	510,962	510,185	△ 777

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(国債金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、28.から29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(国債金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(国債金利)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	105
信金中央金庫出資金(*1)	3,550
組合出資金(*3)	14
合 計	3,670

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	48,211	6,000	9,000	14,000
有価証券				
満期保有目的の債券	—	800	15,397	9,491
その他有価証券のうち				
満期があるもの	3,116	43,990	19,208	27,998
貸出金(*2)	68,265	84,640	58,066	66,657
合 計	119,592	135,430	101,671	118,146

(*1) 預け金のうち、流動性預け金等は、「1年以内」に含まれております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは、「1年以内」に含まれております。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	480,563	29,886	—	513
合 計	480,563	29,886	—	513

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は、「1年以内」に含まれております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	300	304	4
	小 計	300	304	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,788	2,458	△ 329
	地方債	3,600	3,417	△ 182
	社債	3,400	3,239	△ 160
	その他	15,600	13,952	△ 1,647
	小 計	25,388	23,067	△ 2,320
合 計		25,688	23,371	△ 2,316

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	30	22	8
	債券	157	143	13
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	157	143	13
	その他	136	100	36
小 計	324	266	58	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	88	94	△ 5
	債券	94,142	103,371	△ 9,228
	国債	25,765	32,214	△ 6,449
	地方債	13,787	14,400	△ 612
	社債	54,589	56,756	△ 2,166
	その他	26,272	28,231	△ 1,958
小 計	120,503	131,696	△ 11,192	
合 計		120,828	131,962	△ 11,134

損益計算書
29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	1,378	—	21
国債	—	—	—
地方債	1,378	—	21
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	1,378	—	21

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,900百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,444百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,406百万円
その他有価証券評価差額金	3,151
貸出金償却	1,999
退職給付引当金	822
個別貸倒引当金	810
土地減損損失	453
減価償却費	142
賞与引当金(未払費用)	96
その他	203
繰延税金資産小計	9,084
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,406
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 7,671
評価性引当額小計	△ 9,077
繰延税金資産合計	6
繰延税金負債	
その他	6
繰延税金負債合計	6
繰延税金資産の純額	—

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.3%となります。この税率変更による当事業年度への影響は軽微となります。

会計監査人の監査

令和6年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、和奏監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額 34円55銭
3. その他の経常費用には、信用保証協会の責任共有制度に係る負担金67百万円及び店舗廃店に伴う中途解約金2百万円を含んでおります。
4. その他の特別損失には、リース資産除却損2百万円を含んでおります。
5. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失(百万円)
下関市内	営業用店舗2カ所 共用資産1カ所	建物	25
		建物	9
宇部市内	営業用店舗2カ所	土地、建物	10
合 計			45

資産のグルーピング方法は、営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店(出張所含む))毎に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として各営業店を、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、事務センター、厚生施設等については、独立したキャッシュを生み出さないことから共用資産としております。

上記資産については、使用方法の変更の決定や市場価格の著しい下落等に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額45百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

令和7年6月25日

西中国信用金庫 理事長 池上 弘

主要な事業の状況

主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益 (百万円)	6,811	6,513	6,449	6,945	7,117
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	203	217	△ 207	347	302
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	181	165	△ 605	225	183
出資総額 (百万円)	2,660	2,658	2,655	2,651	2,647
出資総口数 (千口)	5,321	5,316	5,310	5,303	5,294
純資産額 (百万円)	20,213	18,332	13,439	12,962	8,745
総資産額 (百万円)	570,072	556,116	544,840	541,513	523,037
預金積金残高 (百万円)	542,543	530,553	528,359	525,369	510,962
貸出金残高 (百万円)	278,915	278,611	274,840	274,831	277,628
有価証券残高 (百万円)	122,099	137,978	152,000	154,226	146,636
単体自己資本比率 (%)	8.69	8.84	9.20	9.37	9.56
出資に対する配当金(出資1口当たり)(円)	6	7	7	7	7
役員数 (人)	14	14	15	15	15
うち常勤役員数 (人)	6	7	8	8	9
職員数 (人)	522	503	483	484	467
会員数 (人)	59,934	58,680	57,122	55,394	54,020

主要な業務の状況

業務粗利益

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	5,687	5,690
資金運用収益	5,750	6,005
資金調達費用	63	315
役務取引等収支	207	170
役務取引等収益	920	937
役務取引等費用	712	767
その他業務収支	△ 1	36
その他業務収益	83	61
その他業務費用	85	25
業務粗利益	5,893	5,896
業務粗利益率	1.06%	1.09%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度0百万円、令和6年度0百万円)を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	972	719
実質業務純益	701	648
コア業務純益	760	671
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	760	775

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回り(%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	555,612	537,002	5,750	6,005	1.03	1.11
うち貸出金	272,263	273,036	4,275	4,450	1.57	1.63
うち有価証券	159,616	161,217	1,155	1,099	0.72	0.68
うち預け金	115,183	93,601	226	362	0.19	0.38
資金調達勘定	544,846	526,700	63	315	0.01	0.05
うち預金積金	544,093	525,919	49	301	0.00	0.05
うち借入金	486	444	3	2	0.67	0.58

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度458百万円、令和6年度448百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度0百万円、令和6年度0百万円)及び利息(令和5年度0百万円、令和6年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利鞘

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.03	1.11
資金調達原価率	0.96	1.05
総資金利鞘	0.07	0.06

(注)1. 資金運用利回=資金運用収益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 資金調達原価率=(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費)÷資金調達勘定平均残高×100
3. 総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	23	312	335	△ 208	462	254
うち貸出金	△ 58	160	102	13	162	175
うち有価証券	54	87	141	11	△ 67	△ 56
うち預け金	△ 2	94	92	△ 83	219	136
支払利息	1	13	14	△ 11	262	251
うち預金積金	0	13	13	△ 11	262	251
うち借入金	△ 12	12	△ 0	0	△ 1	△ 1

(注)1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.06	0.05
総資産当期純利益率	0.03	0.03

(注)総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	345,196	343,637
うち有利息預金	308,505	305,765
定期性預金	196,244	179,751
うち固定金利定期預金	188,856	172,983
うち変動金利定期預金	123	96
その他	2,652	2,530
計	544,093	525,919
譲渡性預金	—	—
合計	544,093	525,919

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
固定金利定期預金	178,772	175,644
変動金利定期預金	111	89
合計	178,884	175,733

貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
割引手形	800	600
手形貸付	17,197	16,119
証書貸付	243,567	244,810
当座貸越	10,697	11,506
合計	272,263	273,036

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

住宅ローン・消費者ローン残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
住宅ローン	65,985	65,293
消費者ローン	14,916	16,106
合計	80,902	81,399

貸出金金利区別残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金	274,831	277,628
変動金利	109,159	109,807
固定金利	165,672	167,820

預貸率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
期末	52.31	54.33
期中	50.03	51.91

- (注) 1. 預貸率=貸出金÷預金積金×100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金用途別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	142,667	51.91	146,826	52.89
運転資金	132,163	48.09	130,801	47.11
合計	274,831	100.00	277,628	100.00

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	1,240	1,126
有価証券	36	106
動産	—	—
不動産	50,461	50,586
その他	—	—
小計	51,738	51,820
信用保証協会・信用保険	88,188	87,668
保証	77,097	73,878
信用	57,806	64,261
合計	274,831	277,628

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	10	17
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	140	108
その他	—	—
小計	151	125
信用保証協会・信用保険	14	13
保証	419	384
信用	—	—
合計	585	523

貸出金の業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	322	9,659	3.5	300	8,833	3.1
農業、林業	34	447	0.1	33	480	0.1
漁業	10	28	0.0	9	34	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	9	469	0.1	9	296	0.1
建設業	1,198	21,399	7.7	1,183	20,449	7.3
電気・ガス・熱供給・水道業	39	3,145	1.1	38	3,878	1.3
情報通信業	8	91	0.0	8	168	0.0
運輸業、郵便業	124	8,993	3.2	119	10,015	3.6
卸売業、小売業	839	17,662	6.4	822	18,918	6.8
金融業、保険業	31	16,565	6.0	29	16,291	5.8
不動産業	698	53,912	19.6	704	55,773	20.0
物品賃貸業	12	1,000	0.3	10	892	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	67	1,757	0.6	69	1,920	0.6
宿泊業	35	1,660	0.6	30	1,186	0.4
飲食業	347	3,630	1.3	362	3,566	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	257	4,309	1.5	255	3,778	1.3
教育、学習支援業	30	923	0.3	27	814	0.2
医療、福祉	186	15,027	5.4	189	14,818	5.3
その他のサービス	525	8,419	3.0	517	8,217	2.9
小計	4,771	169,104	61.5	4,713	170,336	61.3
地方公共団体	13	24,226	8.8	12	25,362	9.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,825	81,499	29.6	14,687	81,929	29.5
合計	19,609	274,831	100.0	19,412	277,628	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

国際業務に関する指標

外国為替取扱高

(単位:千米ドル)

	令和5年度	令和6年度
輸出為替	4,184	3,963
輸入為替	3,949	2,266
貿易為替小計	8,133	6,229
貿易外為替	8,990	3,776
合計	17,124	10,005

有価証券に関する指標

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
国債	33,855	34,955
地方債	16,836	18,606
社債	63,838	61,864
株式	223	223
外国証券	43,107	43,894
その他の証券	1,755	1,672
合計	159,616	161,217

預証率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
期末	29.35	28.69
期中	29.33	30.65

(注)1. 預証率=有価証券÷預金積金×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

商品有価証券

該当ございません

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ございません

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	501	505	3	—	—	—
	地方債	600	604	4	—	—	—
	社債	600	606	6	—	—	—
	その他	1,000	1,015	15	300	304	4
	小計	2,701	2,732	31	300	304	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,990	1,891	△ 99	2,788	2,458	△ 329
	地方債	1,200	1,193	△ 6	3,600	3,417	△ 182
	社債	1,200	1,179	△ 20	3,400	3,239	△ 160
	その他	14,900	13,791	△ 1,108	15,600	13,952	△ 1,647
	小計	19,290	18,055	△ 1,234	25,388	23,067	△ 2,320
合計	21,991	20,788	△ 1,203	25,688	23,371	△ 2,316	

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	37	22	14	30	22	8
	債券	2,446	2,440	6	157	143	13
	国債	40	40	0	—	—	—
	地方債	602	600	2	—	—	—
	社債	1,803	1,799	3	157	143	13
	その他	1,004	918	85	136	100	36
小計	3,487	3,380	106	324	266	58	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	83	94	△ 10	88	94	△ 5
	債券	101,468	106,600	△ 5,132	94,142	103,371	△ 9,228
	国債	28,404	32,201	△ 3,796	25,765	32,214	△ 6,449
	地方債	15,001	15,200	△ 198	13,787	14,400	△ 612
	社債	58,061	59,199	△ 1,137	54,589	56,756	△ 2,166
	その他	27,057	28,800	△ 1,742	26,272	28,231	△ 1,958
小計	128,609	135,494	△ 6,885	120,503	131,696	△ 11,192	
合計	132,097	138,875	△ 6,778	120,828	131,962	△ 11,134	

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	106	105
信金中央金庫出資金	3,550	3,550
組合出資金	29	14
合計	3,686	3,670



5.有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和5年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	27	20	—	—	501	30,387	—	30,936
地方債	—	896	9,737	—	6,770	—	—	17,404
社債	3,798	10,265	19,808	17,754	7,469	2,569	—	61,665
株式	—	—	—	—	—	—	227	227
外国証券	—	—	600	500	6,500	8,300	26,343	42,243
その他の証券	26	625	—	208	89	—	799	1,748

(単位:百万円)

	令和6年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	19	—	—	—	797	27,736	—	28,553
地方債	—	—	9,035	2,507	5,844	—	—	17,387
社債	3,094	17,744	17,410	12,420	5,224	2,253	—	58,147
株式	—	—	—	—	—	—	224	224
外国証券	—	300	300	2,800	5,000	7,500	26,070	41,970
その他の証券	2	—	—	12	—	—	338	352

金銭の信託の時価情報

1.運用目的の金銭の信託 ————— 該当ございません

2.満期保有目的の金銭の信託 ————— 該当ございません

3.その他の金銭の信託

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	令和5年度				令和6年度			
	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引

1.金利関連取引 ————— 該当ございません

2.通貨関連取引

(単位:百万円)

店頭	通貨スワップ 為替予約	令和5年度				令和6年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	売建	10	—	10	0	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
合計				10	0			—	—

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3.株式関連取引 ————— 該当ございません

4.債券関連取引 ————— 該当ございません

5.商品関連取引 ————— 該当ございません

6.クレジットデリバティブ取引 ————— 該当ございません

リスク管理債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)		引当率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)		
		担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金(d)				
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	4,451	4,451	3,026	1,424	100.00	100.00
	令和6年度	4,567	4,567	3,254	1,312	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	9,759	9,021	7,581	1,439	92.43	66.09
	令和6年度	11,190	10,184	8,625	1,559	91.01	60.80
要管理債権	令和5年度	2,036	1,271	963	308	62.44	28.74
	令和6年度	1,766	898	684	213	50.85	19.75
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	2,036	1,271	963	308	62.44	28.74
	令和6年度	1,766	898	684	213	50.85	19.75
小計(A)	令和5年度	16,248	14,744	11,571	3,172	90.74	67.85
	令和6年度	17,523	15,650	12,564	3,085	89.31	62.22
正常債権(B)	令和5年度	259,360					
	令和6年度	260,789					
総与信残高 (A)+(B)	令和5年度	275,608					
	令和6年度	278,313					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」の対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払を行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	927	656	—	927	656
	令和6年度	656	585	—	656	585
個別貸倒引当金	令和5年度	2,699	2,868	348	2,351	2,868
	令和6年度	2,868	2,875	259	2,608	2,875
合計	令和5年度	3,626	3,524	348	3,278	3,524
	令和6年度	3,524	3,460	259	3,264	3,460

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却	70	55

退職給付会計

退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、職員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しておりますが、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△ 21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)	0.4818%

退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
退職給付債務 (A)	3,346,187	2,748,855
年金資産 (B)	2,684,930	2,575,605
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	203,759	△ 252,820
その他(会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A-B-C-D-E-F)	457,498	426,070

退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
勤務費用 (A)	550,101	543,679
利息費用 (B)	—	—
期待運用収益 (C)	△ 49,785	△ 53,699
過去勤務費用の費用処理額 (D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	139,838	111,852
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A+B+C+D+E+F+G)	640,154	601,832

退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	令和5年度	令和6年度
割引率	0.00%	1.40%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
過去勤務費用の額の処理年数	—	—
数理計算上の差異の処理年数	9年 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から損益処理	9年 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から損益処理
会計基準変更時差異の処理年数	—	—

■ 役職員の報酬体系

■ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

なお、賞与につきましては、使用人兼務役員について使用人部分の月額報酬額を基準として、職員の給与規程に基づき支払額を決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 受給資格 b. 支給金額算定基準 c. 支給金額及び時期の決定

2. 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	144

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」116百万円、「賞与」9百万円、「退職慰労金」17百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った全額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)」第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



信金中央金庫のご紹介

当金庫がお客さまより預けいただいた資金の一部は信金中央金庫に預け入れそこで運用されております。

信金中央金庫(信金中金)

信金中金は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」です。

信金中金は、「中央金融機関」と「個別金融機関」という2つの役割を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫とともに信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。



中央金融機関としての役割

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、為替・資金の集中決済や信用金庫の各種業務を支援する等、業務機能の補完を行っているほか、業界のセーフティネットの適時・適切な運営を通じ、信用金庫業界の信用秩序の維持・向上に努めています。

信用金庫の業務にかかるサポート

- ①信用金庫の地域金融・中小企業金融などのサポート
- ②信用金庫業界のネットワークなどを活用したサポート
- ③信用金庫の決済業務のサポート
- ④信用金庫に対する情報提供活動

信用金庫の経営にかかるサポート

- ①信用金庫に対する金融商品の提供
- ②信用金庫の業務効率化・経費削減
- ③信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ④信用金庫業界の信用力の維持・向上
- ⑤信用金庫の市場関連業務のサポート
- ⑥信用金庫の人材育成のサポート

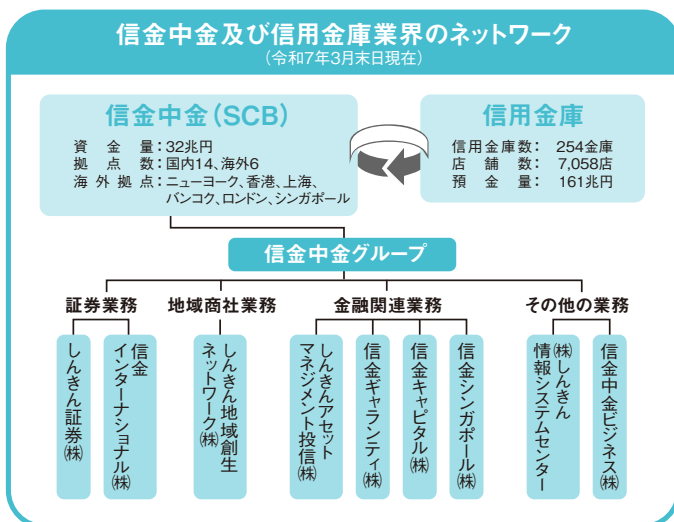
個別金融機関としての役割

信金中金は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金を、有価証券や短期金融市場で運用しているほか、国・政府関係機関、地方公共団体、公益法人、事業会社等へ貸出をしています。また、信託兼営の認可を取得しており、信託業務を行っています。

総合的な金融サービスを提供する金融機関

わが国有数の機関投資家

地域社会に貢献する金融機関



信金中金の格付(長期格付)

信金中央金庫は、代表的な国内格付機関である日本格付研究所(JCR)より「AA」の評価を受けているほか、格付投資情報センター(R&I)から「A+」の評価を受けています。また、国際的に権威のある外資系格付機関であるムーディーズ社及びS&Pグローバル・レーティング社からも、それぞれ「A1」「A」という高い評価を受けています。

※各社の格付けは令和7年3月末日現在のものです。

■店舗のご案内

■店舗一覧(令和7年7月1日現在)

地区	店名	営業日 時間	昼休み	住所	電話番号	キャッシュコーナーの稼働時間 (入金・出金・残高照会・記帳・振込)		貸金庫
						平日	土曜日・日曜日・祝日	
下関	本部			下関市細江町一丁目1番8号	(083)223-3461	—	—	
	本店別館			下関市豊前田町三丁目1番14号	(083)228-2130	—	—	
	本店営業部			下関市細江町一丁目1番8号	(083)223-4939	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	本村出張所		●	下関市彦島本村町三丁目13番11号	(083)266-0145	8:45~19:00	8:45~19:00	
	新地支店		●	下関市伊崎町一丁目1番11号	(083)222-6247	8:45~19:00	8:45~19:00	
	向洋出張所		●	下関市向洋町三丁目3番27号	(083)223-1401	8:45~19:00	8:45~19:00	
	唐戸支店		●	下関市幸町3番4号	(083)222-6145	8:45~19:00	8:45~19:00	
	山の田支店			下関市山の田本町20番1号	(083)252-3281	8:45~19:00	8:45~19:00	☆
	熊野支店			同上(山の田支店内)※1	(083)253-2411			
	福浦支店			下関市彦島角倉町一丁目1番33号	(083)266-4266	8:45~19:00	8:45~19:00	
	向井町出張所			同上(福浦支店内)※2	(083)266-5251			
	一の宮支店			下関市一の宮町二丁目8番18号	(083)256-1516	8:45~19:00	8:45~19:00	☆
	川棚支店		●	下関市豊浦町大字川棚字二王丸7277番地の2	(083)772-3450	8:45~19:00	8:45~19:00	
	宝町支店		●	下関市宝町1番1号	(083)254-2121	8:45~19:00	8:45~19:00	
	王司支店		●	下関市王司上町一丁目1番27号	(083)248-3544	8:45~19:00	8:45~19:00	
	かじくり支店		●	下関市梶栗町三丁目7番5号	(083)258-5660	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	川中支店		●	下関市伊倉新町三丁目2番5号	(083)252-4155	8:45~19:00	8:45~19:00	☆
	長府中央支店		●	下関市長府中浜町5番22号	(083)245-0127	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	小月支店		●	下関市小月茶屋一丁目6番13号	(083)282-1116	8:45~19:00	8:45~19:00	
	長府駅前支店		●	下関市長府松小田本町1番12号	(083)249-3311	8:45~19:00	8:45~19:00	★
菊川支店		●	下関市菊川町大字下岡枝165番地の1	(083)287-3655	8:45~19:00	8:45~19:00		
宇部	小野田支店		●	山陽小野田市日の出一丁目3番16号	(0836)84-7711	8:45~19:00	8:45~19:00	
	床波支店		●	宇部市床波三丁目7番26号	(0836)51-1260	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	琴芝支店			宇部市北琴芝二丁目11番15号	(0836)22-5151	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	東岐波支店		●	宇部市大字東岐波1093番地1	(0836)58-5789	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	宇部支店			宇部市寿町二丁目9番6号	(0836)21-6171	8:45~20:00	8:45~19:00	☆
	東新川支店		●	宇部市昭和町一丁目4番3号	(0836)31-0781	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	西宇部支店			宇部市黒石北三丁目3番19号(ゆめタウン宇部駐車場内)	(0836)41-1000	8:45~19:00	8:45~19:00	☆
山口	小郡支店			山口市小郡下郷1201番地	(083)973-2260	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	秋芳出張所			同上(小郡支店内)※3				
	阿知須支店		●	山口市阿知須4239番3	(0836)65-4121	8:45~19:00	8:45~19:00	
	嘉川出張所		●	山口市嘉川4370番地1	(083)989-2505	8:45~19:00	8:45~19:00	
	秋穂支店		●	山口市秋穂東6288番地3	(083)984-2216	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	山口支店		●	山口市泉都町1番33号	(083)922-7355	8:45~19:00	8:45~19:00	☆
	ひめ山支店		●	山口市大内千坊六丁目10番5号	(083)932-2711	8:45~19:00	8:45~19:00	★



地区	店名	営業日時間	昼休み	住所	電話番号	キャッシュコーナーの稼働時間 (入金・出金・残高照会・記帳・振込)		貸金庫
						平日	土曜日・日曜日・祝日	
津和野	益田支店		●	益田市乙吉町イ103番地4	(0856)23-2811	8:45~21:00	8:45~20:00	
	徳佐出張所	■	■	山口市阿東徳佐中3513番地4	(083)956-0201	8:45~19:00	8:45~19:00	
	日原出張所	□	□	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18(津和野町役場本庁舎内)	(0856)74-1111	8:45~19:00	8:45~19:00	
	吉賀支店		●	鹿足郡吉賀町七日市533番地10	(0856)78-1111	8:45~19:00	8:45~19:00	
	津和野支店		●	鹿足郡津和野町後田口207番地	(0856)72-1112	8:45~19:00	8:45~19:00	★
岩国	岩国支店		●	岩国市岩国二丁目3番17号	(0827)41-0141	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	錦町出張所			同上(岩国支店内)※4				
	南岩国支店		●	岩国市南岩国町三丁目13番21号	(0827)31-8135	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	岩国中央支店		●	岩国市麻里布町四丁目7番8号	(0827)21-1185	8:45~19:00	8:45~19:00	★
	インターネット支店	◇			(0120)01-2343	-	-	

■印の徳佐出張所の窓口営業日は、月曜日・水曜日・金曜日、窓口営業時間は、9:00~11:30、12:30~15:00(11:30~12:30は昼休み)となっております。

□印の日原出張所の窓口営業日は、火曜日・木曜日、窓口営業時間は、9:00~11:30、12:30~15:00(11:30~12:30は昼休み)となっております。

◇印のインターネット支店の営業時間は、9:00~17:00となっております。なお、口座開設のお申込みは、24時間ご利用いただけます。

●印の店舗の窓口営業時間は、9:00~11:30、12:30~15:00(11:30~12:30は昼休み)となっております。

★印の店舗は、貸金庫を設置しております(令和7年2月より新規契約停止)。

☆印の店舗は、全自動型貸金庫を設置しております(令和7年2月より新規契約停止)。

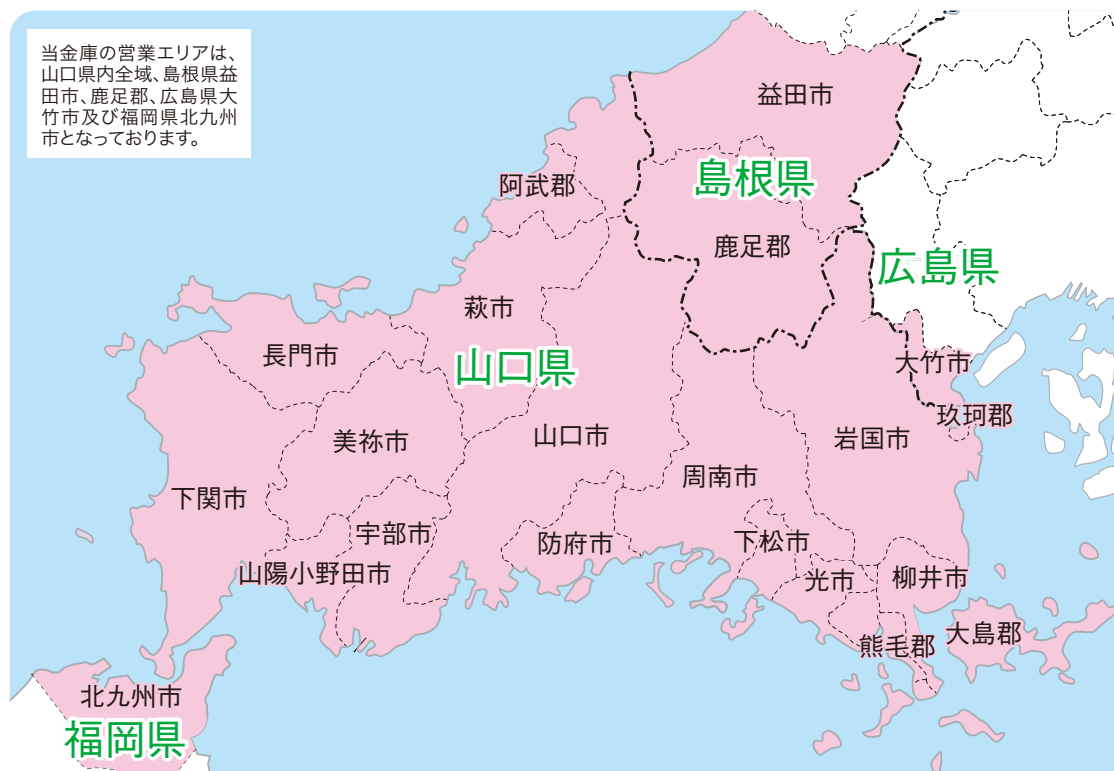
※1.熊野支店は店舗内店舗の形態で、山の田支店内で営業しております。

※2.向井町出張所は店舗内店舗の形態で、福浦支店内で営業しております。

※3.秋芳出張所は店舗内店舗の形態で、小郡支店内で営業しております。

※4.錦町出張所は店舗内店舗の形態で、岩国支店内で営業しております。

営業エリア(令和7年7月1日現在)





信用金庫法第89条に基づく記載事項一覧

単体ベースのディスクロージャー項目 (信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	25
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	25
(3) 会計監査人の氏名又は名称	51
(4) 事務所の名称及び所在地	62

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	2
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	52
② 経常利益又は経常損失	52
③ 当期純利益又は当期純損失	52
④ 出資総額及び出資総口数	52
⑤ 純資産額	52
⑥ 総資産額	52
⑦ 預金積金残高	52
⑧ 貸出金残高	52
⑨ 有価証券残高	52
⑩ 単体自己資本比率	52
⑪ 出資に対する配当金	52
⑫ 役員数	52
⑬ 職員数	52
⑭ 会員数	52
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	52
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	52
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	53
エ. 受取利息及び支払利息の増減	53
オ. 総資産経常利益率	53
カ. 総資産当期純利益率	53
② 預金に関する指標	54
③ 貸出金等に関する指標	54
④ 有価証券に関する指標	56

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	15
(2) 法令等遵守の体制	16
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	21
(4) 金融ADR制度への対応	18

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	46・47
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	58
② 危険債権	58
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	58
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	58
⑤ 正常債権	58
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	32
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	56
② 金銭の信託	57
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	57
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
(6) 貸出金償却の額	58
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	51

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況

に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	60
※経営者保証に関するガイドラインの活用状況	24
※直近の事業年度における財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨	51
※信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	58
※退職給付会計に関する事項	59

連結ベースのディスクロージャー項目 (信用金庫法施行規則第133条における規定)

該当ございません



NISHI-CHUGOKU
SHINKIN BANK

<https://www.shinkin.co.jp/nishichugoku/>

- 発行/西中国信用金庫 ●年月/令和7年7月
- 住所/〒750-0016 山口県下関市細江町一丁目1番8号
- TEL/(083)223-3461(代表)